

令和6年 第12回

戸田市教育委員会定例会

令和6年12月19日

戸田市教育委員会

第12回教育委員会（定例会）次第

- 1 開会
- 2 前回の会議録の承認
- 3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり
- 4 報告事項 別添 資料No.2のとおり
- 5 議事 ページ
 - (1) 専決処理事項の報告
 - 報告第11号 令和7年度特別支援学級設置計画について…………… 1
 - (2) 議案
 - 議案第27号 戸田市いじめ防止基本方針の改訂について…………… **【当日配布】**
 - 議案第28号 戸田市立図書館及び戸田市立郷土博物館の
特別整理期間に伴う休館について…………… 2
- 6 その他
 - (1) 次回の教育委員会の日程（案）
 - 令和7年1月23（木）午前9時30分～
 - (2) その他
- 7 閉 会

令和 7 年度 特別支援学級設置計画

1 令和 7 年度特別支援学級新設について

(1) 芦原小学校

特別支援学級（知的）、特別支援学級（自閉症・情緒）については、ニーズが確認できたため新設する。

2 特別支援学級の設置状況

<小学校>	知的	自閉症・情緒	<中学校>	知的	自閉症・情緒
戸田第一小	○	○	戸田中	○	○
戸田第二小	○	○	戸田東中	○	○
新曾小	○	○	美笹中	○	○
美谷本小	○	○	喜沢中	○	○
笹目小	○	○	新曾中	○	○
戸田東小	○	○	笹目中	○	○
戸田南小	○	○			
喜沢小	○	○			
笹目東小	○	○			
新曾北小	○	○			
美女木小	○	○			
芦原小	○（新規）	○（新規）			

戸田市立図書館及び戸田市立郷土博物館の特別整理期間に伴う休館について

1 戸田市立図書館及び戸田市立郷土博物館の令和7年度特別整理期間に伴う休館について

(1) 特別整理の期間等

施設名	期 間	日数
中央図書館及び郷土博物館	令和7年9月8日(月)～9月13日(土) ただし、9月8日(月)は第2月曜日のため通常休館	6日間
上戸田分館	令和7年10月1日(水)～10月3日(金)	3日間
下戸田分室	令和7年9月11日(木)～9月12日(金)	2日間
美笹分室	令和7年9月11日(木)～9月12日(金)	2日間
下戸田南分室	令和7年9月16日(火)～9月17日(水) ただし、9月16日(火)は第3火曜日のため通常休館	2日間

(2) 理 由

戸田市立図書館では、戸田市立図書館条例第6条に基づき、令和7年度の特別整理（蔵書点検等）を実施するため休館します。

また、郷土博物館では、中央図書館の特別整理期間に合わせて、戸田市立郷土博物館条例第6条に基づき、特別整理（収蔵庫の清掃及び資料の点検・整理等）を実施するため、休館します。

< 参 考 >

◎戸田市立図書館条例 ～抜粋～

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを臨時に変更し、又は定めることができる。

区分	休館日
戸田市立中央図書館、戸田市立図書館下戸田分室及び戸田市立図書館美笹分室	(1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。） (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。以下同じ。） (4) <u>特別整理期間（毎年1回15日以内で教育委員会が定める日。以下同じ。）</u>
戸田市立図書館上戸田分館	(1) 毎月の第3月曜日（その日が休日である場合を除く。） (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日 (4) <u>特別整理期間</u>
戸田市立図書館下戸田南分室	(1) 毎月の第1火曜日、第3火曜日及び第5火曜日（その日が休日である場合を除く。） (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日 (4) <u>特別整理期間</u>
戸田市立図書館戸田公園駅前配本所	(1) 戸田市行政センター条例（平成22年条例第1号）第7条の表アの項に規定する戸田市戸田公園駅前出張所の休所日 (2) <u>特別整理期間</u>

◎戸田市立郷土博物館条例 ～抜粋～

(休館日)

第6条 郷土博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）
- (4) 特別整理期間（毎年1回15日以内）
- (5) その他教育委員会が必要と認めた日

1月教育委員会関係【会議】日程表

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	水					
2	木					
3	金					
4	土					
5	日					
6	月					
7	火					
8	水	小学校後期後半・ 中学校3学期始業式				
9	木					
10	金					
11	土					
12	日					
13	月					
14	火	第5回戸田市就学 支援委員会	就学に関する会議	14:00～16:30	教育センター	教育政策室
15	水	◎ 喜沢中研究発表会				
16	木	◎ 戸南小学校訪問				
17	金	◎ 笹目中研究発表会				
18	土					
19	日					
20	月	◎ 新曽北小学校訪問				
21	火					
22	水					
23	木					
24	金	第4回戸田市難聴言語通級 指導教室入級支援委員会	難聴言語通級指導教室の入級に関する会議	15:30～16:30	教育センター	教育政策室
25	土					
26	日					
27	月					
28	火					
29	水	◎ 喜沢小学校訪問				
30	木	第2回いじめ問題対策 連絡協議会	庁内関係部署と戸田市のいじめの状況等 について連絡協議	10:00～11:00	戸田市役所5階 大会議室	教育政策室
31	金					

1月教育委員会関係【行事・講座等】日程表

日	曜日	行事・講座名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	水					
2	木					
3	金					
4	土	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	9:00～12:00	美笹公民館	生涯学習課
5	日					
6	月					
7	火					
8	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
8	水	【市民大学・公民館人生100年応援コース】自分の足や歩き方を知り、お腹から声を出して元気に！！人生100年健康づくりを考える講座	自分の足や特徴を分析し、健康についてや歩き方(実践を含む)、靴の選び方のコツなどを学び、健康について考えます。 (1回目:全4回)	10:00～12:00	新曽公民館	生涯学習課
8	水	◎ 戸田市教育フェスティバル	教育に関する講演会	14:15～16:30	オンライン	教育政策室
9	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
10	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など	10:30～12:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
10	金	ととけっこの部屋	親子で一緒にわらべうたで遊び、絵本の読み聞かせを楽しむ	11:00～11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
11	土	子供映画会	「白雪姫(ディズニーアニメ)」(81分)	10:30～11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
11	土	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
11	土	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談。	13:00～16:00	下戸田公民館	生涯学習課
12	日	【市民大学講座】 彩湖周辺の野鳥観察④	彩湖周辺をバスで巡り野鳥を解説付きで観察する	10:00～12:00	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
13	月	パルシアターと かみとだおはなし会	上映作品 「もうひとつのどうぶつえん」 3歳児～小学校低学年向けの絵本の読み聞かせ、おはなしなど。	10:30～12:00	あいパル3階 研修室	生涯学習課
13	月	大人のパルシアター	上映作品「嵐が丘」	13:30～14:30	あいパル3階 研修室	生涯学習課
14	火					
15	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
15	水	【市民大学・公民館人生100年応援コース】自分の足や歩き方を知り、お腹から声を出して元気に！！人生100年健康づくりを考える講座	自分の足や特徴を分析し、健康についてや歩き方(実践を含む)、靴の選び方のコツなどを学び、健康について考えます。 (2回目:全4回)	10:00～12:00	新曽公民館	生涯学習課
16	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
17	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など	10:30～12:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
18	土	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
18	土	人生100年時代を乗り切るライフプランニング講座①	ファイナンシャルプランナーからライフプラン(人生設計)とマネープランについて学ぶ	13:30～15:00	美笹公民館	生涯学習課
18	土	【市民大学講座】 星空観察会:冬の星空	星のソムリエの解説を聞きながら彩湖からの星空を楽しむ	17:30～19:30	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
19	日	小学生向けプログラミング講座「こくりを動かしてみよう！」	プログラミングロボット「こくり」を簡単なプログラミングで動かす	①10:30～11:30 ②14:00～15:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
19	日	絵本カフェ～絵本のちよっとした話～	絵本をテーマに楽しくおしゃべり。今回は、「十二支」を深堀します。	10:00～12:00	あいパル3階 キッチンスタジオ	生涯学習課
19	日	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	13:00～16:00	新曽公民館	生涯学習課

日	曜日	行事・講座名	内 容	時 間	場 所	主管課
20	月	美谷本小開校記念日				
21	火	茶道講座	茶道(裏千家)を初歩から学び、教養を高める (1回目:全5回)	10:00~12:00	新曽公民館	生涯学習課
22	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00~11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
22	水	【市民大学・公民館人生100年応援コース】自分の足や歩き方を知り、お腹から声を出して元気に!! 人生100年健康づくりを考える講座	身近な音楽をお腹から声を出して歌い、コロナ禍で失った声を諦めず、もう一度素敵な声を取り戻すことで、発生や健康について学び、考えます。 (3回目:全4回)	10:00~12:00	新曽公民館	生涯学習課
22	水	フラワーアレンジメント講座 ~冬の植物で自宅を彩りましょう~	フラワーアレンジメントの技法を学ぶ	10:00~11:30	下戸田公民館	生涯学習課
23	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30~10:20 ②10:30~11:20 ③11:30~12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
24	金	みんなでバルるんひろば	前半は絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。 後半は保護者同士の交流や、保健師への相談、司書への絵本の相談	10:00~11:30	あいバル3階 軽体育室	生涯学習課
24	金	文化財防火査察	消防法本部予防課と協働で、市内寺社の防火査察を行う。	13:00~16:00	市内寺社	生涯学習課
25	土	おはなしの部屋	読み聞かせ、昔話などの語り	15:30~16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
25	土	人生100年時代を乗り切るライフプランニング講座②	ファイナンシャルプランナーからライフプラン(人生設計)とマネープランについて学ぶ	13:30~15:00	美笹公民館	生涯学習課
25	土	野鳥を見よう①	野鳥を中心に、その時見られるいきものを観察する	9:00~11:00	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
25	土	◎ 戸田市児童生徒 プレゼンテーション大会	市内各校の代表による学習成果の プレゼンテーション	13:00~16:30	文化会館	教育政策室
26	日	第5回こども自然クラブ	自然とふれあいながら生きもののすばらしさや面白さを知る	10:00~12:00	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
27	月					
28	火	茶道講座	茶道(裏千家)を初歩から学び、教養を高める (2回目:全5回)	10:00~12:00	新曽公民館	生涯学習課
28	火	絵本の読み聞かせ広場	絵本の読み聞かせ・紙芝居等	10:30~11:30	下戸田公民館	生涯学習課
29	水	【市民大学・公民館人生100年応援コース】自分の足や歩き方を知り、お腹から声を出して元気に!! 人生100年健康づくりを考える講座	身近な音楽をお腹から声を出して歌い、コロナ禍で失った声を諦めず、もう一度素敵な声を取り戻すことで、発生や健康について学び、考えます。 (4回目:全4回)	10:00~12:00	新曽公民館	生涯学習課
29	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	①9:30~10:20 ②10:30~11:20 ③11:30~12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
29	水	美笹中・戸田中スキー教室 (~31日)				
30	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる			
30	木	笹目中スキー教室 (~2月1日)				
31	金	【市民大学講座・公民館人生100年応援コース】健康増進・ラジオ体操セミナー①(全4回)	必要な栄養素は摂れていますか?(不足した栄養素を補うメニューのポイントを紹介します)(1回目:全4回) ※講義開始前に、本講座に関連したミニ講座を実施	10:00~11:30	下戸田公民館	生涯学習課
31	金	【市民大学講座】 市民企画講座	楽しく歌って健康寿命を延ばそう!	10:00~11:30	文化会館	生涯学習課

戸田市いじめ防止基本方針

平成26年5月29日

(平成29年8月22日改定)

(令和6年12月 日改定)

戸 田 市

目 次

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢	1
1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	1
(1) 法第2条に規定されているいじめの定義	1
(2) いじめの認知に関する考え方	2
3 いじめの理解	3
第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組	3
1 いじめの未然防止	3
2 いじめの早期発見	4
3 いじめへの対処	4
4 いじめ解消の定義	5
5 家庭や地域との連携	5
6 関係機関との連携	6
第3 いじめ防止等のための対策の内容	6
1 いじめ防止等のための組織	6
(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置	6
(2) いじめ問題調査委員会の設置	6
(3) 生徒指導支援センターの活用	6
2 教育委員会が実施する施策	6
(1) 基本的な方針	6
(2) 組織的な対応	7
(3) いじめの早期把握・未然防止に向けた取組	7
(4) 専門的な相談員等の配置	7
(5) 教職員の研修等	7
(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策	8
(7) 啓発活動	8
(8) 出席停止・就学校の指定の変更・区域外就学	8
(9) 戸田市いじめ防止基本方針の見直し	8
(10) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・評価	8

3	学校が実施する施策	9
	(1) 学校いじめ防止基本方針	9
	(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	9
	(3) いじめ事案が発生した際の基本的な対応の流れ	1 1
	(4) 学校におけるいじめ防止等に係る主な取組	1 3
	(5) 児童生徒、家庭、地域、関係機関への周知	1 4
第4	重大事態への対処	1 5
1	重大事態とは	
	(1) 重大事態調査の目的	1 5
	(2) 平時からの備え	1 6
	(3) 重大事態に対する学校及び学校の設置者の基本的姿勢	1 6
	(4) 重大事態を把握する端緒	1 7
2	重大事態発生時の初動対応	1 8
	(1) 発生報告	1 8
	(2) 調査組織の設置	1 8
	(3) 調査組織の構成	1 9
	(4) 調査実施前の事前説明	2 0
3	重大事態調査の進め方	2 1
	(1) 基本的な調査の流れ	2 1
	(2) 調査の進め方に係る留意事項	2 2
	(3) 調査報告書の作成	2 3
4	調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応	2 3
	(1) 調査報告書の説明	2 3
	(2) 市長への報告及び公表	2 4
	(3) 調査結果を踏まえた対応	2 4
5	再調査について	2 5
	(1) 再調査とは	2 5
	(2) 再調査を行う機関	2 5
	(3) 再調査を踏まえた対応	2 6

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

戸田市は、これまでも、「いじめは絶対許さない」という意識の醸成を図り、互いを尊重し合う人間関係の構築を目指して、市、学校、家庭、地域、関係機関が連携していじめの防止と対策にあたってきた。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を受けて、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「戸田市いじめ防止基本方針」を策定した。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

いじめ防止等のための対策は、いじめはどの学校にも、どの子供にも起きているという基本認識の下、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。

また、いじめ防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、重大な状況も生み出す行為であることを、児童生徒が十分理解できるように行われなければならない。

さらに、いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることから、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題の克服を目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

(1) 法第2条に規定されているいじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）の中での人的関係をいう。

- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの認知に関する考え方

(1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。

したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。

(2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

(3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えらるべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。

(4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定

的に評価する。

(中略)

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

【平成27年8月17日付け 文部科学省通知】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要であり、市教育委員会は適切な対応をしていることを肯定的に評価するものとする。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応が可能である。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱う必要がある。

3 いじめの理解

嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解する必要がある。

加えて、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

さらに、いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合があるということを理解した上で対処することが大切である。

第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組

1 いじめの未然防止

根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠である。

このため、道徳教育をはじめとする教育活動全体を通じて、生命や人権の尊重、

規範意識の醸成、自主性や協調性の育成、自分と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を認め合える態度など、児童生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。これらの取組により、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れる居場所づくりや自己決定の場を提供する場とし、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進めることが重要である。

加えて、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩であり、日頃から丁寧な児童生徒理解に努め、些細な変化にも気付く力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談・SNS相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域、その他の関係機関と連携して児童生徒を見守っていくことが必要である。

3 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して、客観的に事実関係を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を進める。

そのため、教職員は平素よりいじめを把握した場合の対処のあり方について、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を初めとして、市教育委員会作成の「いじめ問題対応マニュアル」や県教育委員会作成の彩の国生徒指導ハンドブック「I's2019」を通じて、理解を深めておく必要がある。さらに、学校における組織的な対応を可能とする体制の整備が必要である。

4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。た

だし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校対策委員会（P. 9 第3 3（2）参照）の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、継続的に注意深く観察する必要がある。

5 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。特に当事者の保護者とどのように連携・情報提供していくかを確認しながら、丁寧にやりとりを進める必要がある。PTAや学校応援団、民生委員や児童委員の取組を活用して、学校内外で児童生徒が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気付かせることも必要である。

6 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を

行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築するとともに、役割分担を明確にするのではなく、重なり合う部分への対応を充実させる必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士や保健師、ケースワーカー等、実務に通じた専門職間のネットワークの連携を強化することが重要である。

また、被害児童生徒に対しては、安全を確保し、スクールカウンセラー等とも連携しながら、本人の心のケアや学習の場の保障を適切に行う。

第3 いじめ防止等のための対策の内容

1 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

戸田市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、戸田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

この連絡協議会は、必要に応じて開催する会議体とする。

会議の内容は以下の通りである。

- ① いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
- ② 市内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
- ③ その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること

(2) いじめ問題調査委員会の設置

市教育委員会は、重大事態が発生した際に調査を行うため、法第14条第3項に基づき、条例の定めるところにより戸田市いじめ問題調査委員会を設置する。

(3) 生徒指導支援センターの活用

市教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下、市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、生徒指導支援センターを活用する。

2 教育委員会が実施する施策

(1) 基本的な方針

「戸田市立小・中学校いじめ問題対応マニュアル」を作成し、全学校へ配布する。全教職員がいじめに対する理解と対処のあり方について理解するための指針とする。

(2) 組織的な対応

生徒指導支援センターを開催し、市全体のいじめ防止の取組や、学校への支援について協議し、人的・物的支援について検討する。

市生徒指導委員会及び学校警察連絡協議会を開催し、各学校や警察からの情報提供により情報を共有し、学校間で連携していじめ防止に取り組んでいく。

戸田市いじめ問題対策連絡協議会にて、こども健やか部、健康福祉部、市民医療センター等の関係課との定期的な連携により、市長部局とともにいじめ防止に取り組んでいく。

(3) いじめの未然防止・早期把握に向けた取組

小学校では、全児童を対象とした心のアンケートを実施する。中学校では、全生徒を対象とした学校生活アンケートを実施する。また、毎日の健康観察とともに、環境に応じて心の天気等を活用する。環境が変わり、新たな仲間たちとの集団の中で、学習、生活、人間関係等において悩みはないかを調査し、結果を基に、学校と市教育センター、さわやか相談室が連携して個別相談等に生かしていく。

また、各学校においては、インクルーシブ教育やPositive Behavior Support（以下、PBS）の考え方を取り入れ、多様性を前提とした学校づくりを進めていく。

(4) 専門的な相談員等の配置

教育センターに教育相談指導員、教育心理相談員、スクールソーシャルワーカー及び発達小児医師を配置し、専門的な相談体制を充実させる。

各中学校にさわやか相談員1名とボランティア相談員2名を配置し、児童生徒・保護者及び教職員が相談しやすい雰囲気の「さわやか相談室」を設置し、校区内での相談体制を充実させる。

また、全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、より専門的な相談体制を充実させる。

(5) 教職員の研修等

いじめ防止に係る教職員の資質向上を図る。子どもへの暴力防止や自殺予防等の研修会を実施する。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が、学校の巡回相談を行うとともに、教職員のカウンセリングマインドの育成等について専門的な見地から関わる。

さらに、さわやか相談員と連携して、グループエンカウンターやロールプレイを取り入れた体験的なプログラムを実施し、児童生徒がいじめに対する対処の仕方を学ぶ授業を行う。

弁護士による研修会を開催し、教育的思考だけでなく、法的思考をもち児童生徒及び保護者への対応が進められるようにする。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

学校における情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育の取組の推進を図るとともに、リーフレットを活用して SNS の利用に関する危険性の注意喚起を行い、児童生徒や家庭への啓発を実施する。

(7) 啓発活動

1 1 月のいじめ撲滅強調月間を活用して、各校で児童生徒による自発的な取組を行い、いじめ撲滅の意識の高揚を図る。その際、いじめ撲滅のティッシュを各校の実態に合わせて配布する。新年度には、新入学児童の保護者向けに、いじめ対応保護者向けリーフレットを作成し配布する。

また、戸田市中学校生徒会や戸田市小学校児童会による自発的な取組により、市内全児童生徒にいじめ撲滅の意識の高揚を図る。

(「戸田市中学校いじめ撲滅宣言」や「戸田市小学校いじめのない楽しい学校宣言」の遵守と推進)

(8) 出席停止・就学校の指定変更・区域外就学

加害児童生徒の保護者に対して、学校教育法第 35 条第 1 項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。また、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

さらに、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

(9) 戸田市いじめ防止基本方針の見直し

より実効性の高い取組を実施するため、市基本方針が地域の実情に即して適切に機能しているかを 3 年に 1 回点検し、必要に応じて見直す。

(10) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・評価

いじめの実態把握の取組状況、学校における定期的なアンケート調査、事故報告、個人面談の取組状況等を点検・評価し、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づいた対応がなされているかを随時確認し、必要に応じて指導する。

3 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

学校基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等いじめ防止の全体に係る内容であることが必要である。この基本方針を定める趣旨は、各学校の実情に応じて適当な体制と、児童生徒の状況を踏まえた取組を行うこと及び学校が組織として一貫した対応をとることである。また、国や県、市の基本方針やその動向を踏まえつつ、各学校の実情に応じて適時・適切に見直す必要がある。

- 各年度の初めやいじめ撲滅強調月間などの複数の機会に、学校基本方針の内容を確認させながら、全教職員に方針に基づく対応を確認させる。
- 学校基本方針においては、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、年間を通してどのように取組を実施するかを取組計画として具体的に定め、学校評価においては目標の達成状況を評価する。
- 学校基本方針の策定・見直しの過程に児童生徒等が関わることのできる仕組みを整える。
- 学校基本方針は各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、入学時・各年度の初め等の複数の機会に児童生徒、保護者等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。

【いじめ防止対策推進法】

法に基づき、学校におけるいじめ防止、早期発見及び事案対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことが規定された。この規定に基づき、各学校は、「学校いじめ問題等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）を設置する。

学校対策委員会の具体的な役割は以下のとおりである。

【役割①】 学校全体でのいじめ防止対策の推進

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき年間指導計画の作成、実施及び PDCA サイクルを回し、必要な見直し
- ・校内研修の企画等を通じた教職員のいじめに係る資質能力の向上
- ・いじめの未然防止、早期発見に係る取組
- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・事実関係の確認を踏まえたいじめの認知、解消、重大事態の判断
- ・いじめに対する指導支援方針の検討、改善
- ・いじめの相談、通報の窓口として情報の集約
- ・市や国の見直しを踏まえて定期的に学校基本方針の点検・見直し

【役割②】 重大事態調査を学校が行う場合の調査組織

- ・学校主体で重大事態調査を行う場合の調査組織として、詳細な事実関係の確認、学校等の対応の検証、再発防止策の提案
- ・児童生徒や保護者に対する事前説明等の調査に当たって必要な対応

学校対策委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談部代表、養護教諭、さわやか相談員（中学校）、スクールカウンセラー等、校内の生徒指導委員会を母体として構成する。各学校の実情に応じて構成員は校長が決定する。個々のいじめの未然防止・早期発見・事案対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とすることが有効である。

学校対策委員会が学校内でいじめに係る実効的な組織として機能することが重要であり、生徒指導委員会等との役割分担を学校基本方針等で明確にするとともに、定例の生徒指導委員会等と棲み分けを行いつつ、生徒指導委員会前後や合同で会議を開催するなど位置付けを明確にしつつ取り組むことが必要である。

ただし、上記のとおり学校対策委員会には様々な役割があり、迅速に事実関係の確認やいじめの認知等の判断を行う場合には、校長判断の下、管理職と生徒指導主任、事案に関わる学年主任、担任、部活動顧問等の少数の教職員で開催することも可能とする。

また、教育委員会に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が定期的に学校訪問や会議への出席を行うとともに、いじめ事案発生時には、状況に応じて専門的な見地から関わることとする。

あわせて、児童生徒及びその保護者が、学校対策委員会の存在やその取組について認識できるよう、様々な機会を通じて周知する必要がある。

なお、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態について、学校が調査を行う場

合は、学校対策委員会を母体とした上で、戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラーを第三者的かつ専門家としてメンバーに加えた“拡大学校対策委員会”を組織し、重大事態の調査を行う。

学校対策委員会を開催した際には、必ず会議の記録を作成し保存する。保存期間は、作成した日の属する年の翌年度から5年間とする。また、市教育委員会において、学校対策委員会が適切に開催されているか会議の記録等を確認する。

【役割① 学校全体でのいじめ防止対策の推進における体制】

学校対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員(中学校)、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

※校内の生徒指導委員会を母体とし、学校の実情を踏まえて校長が定める。

※速やかに事案に対処する必要がある場合には、少人数で開催することも可能とする。

【役割② 重大事態調査を行う調査組織】

拡大学校対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、該当学年主任、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員(中学校)、スクールカウンセラー等に加え、戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラーを第三者的かつ専門家としてメンバーに加えた組織を構成し、重大事態の調査を行う。

(3) いじめ事案が発生した際の基本的な対応の流れ

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

【いじめ防止対策推進法】

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合（アンケート等による訴えを含む）には、速やかに、学校対策委員会に対し報告を行わなければならない。これは法第23条第1項に基づく義務であり、教師は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する（各学校において報告先、報告手段等を定めておくこと）。

報告を受けた学校対策委員会では、以下に示す基本的な対応の例を踏まえつつ、事案の特性や当該児童生徒の状況、学校の実情に応じて迅速に対応する。各学校の学校基本方針において、各学校におけるいじめ対応の流れを基本的な流れを明示する。

なお、いじめ事案に係る具体的な対応及び留意点等については、「戸田市立小・中学校いじめ問題対応マニュアル」を参照する。

＜いじめの疑いがある場合の基本的な対応の流れ（一例）＞

※以下の各段階において記録を作成すること。

- ① いじめの疑いがある事案について報告を受けた場合、管理職等を中心に以下の事項を確認
 - ・被害を訴えた児童生徒（A）の状況の確認（被害状況、本人の思い（苦痛の有無、加害側・学校への要望等））
 - ・詳細な事実関係の確認の要否
 - ・被害状況に応じて警察等との連携の要否
 - ・重大事態の該当性の検討
 - ・保護者への情報共有を含めた今後の対応の見通し
 - ・関係の深い教職員への情報共有
 - ・学校対策委員会の開催調整

↓
- ② （必要な場合）Aへの詳細な事実関係の確認

↓

- ③ 学校対策委員会の開催（校長判断の下、迅速に対応できる体制）
 - ・事案の内容を共有（Aの訴えの内容、Aの現在の様子や要望）
 - ・Aへの支援方針及び加害、関係児童生徒への聴き取り等の検討
 - ・SCやSSWの連携、警察等外部連携の要否を判断
 - ・A保護者への連絡、共有内容の確認
- ④ 加害児童生徒、関係児童生徒等への確認

↓

- ⑤ 学校対策委員会の開催
 - ・加害、関係児童生徒への聴き取り等の結果の共有
 - ・いじめの認知、重大事態の該当性を判断

- ・ Aに対する支援、加害、関係児童生徒に対する指導方針の検討、決定
- ・ 加害、関係児童生徒の保護者への連絡、共有内容の確認



⑥ (いじめ認知の場合) いじめの認知アプリに入力 ※年3回市教委へ報告



⑦ A保護者及び加害、関係児童生徒保護者への連絡



⑧ 学校対策委員会で確認した指導支援方針に基づく対応の継続



⑨ 学校対策委員会の開催

- ・ いじめの解消を判断 (いじめが止んでから3か月以上の経過、A及び保護者に確認し現在苦痛を感じていないことが確認された)

(4) 学校におけるいじめ防止等に係る主な取組

各学校における具体的な取組については、以下に示す内容を参考に学校の実情に合わせて計画し実行していく。また、学校の基本方針にその旨を示す。

① いじめの未然防止

- ・ 多様な考え方を認め合い、自分も他者も認め合える学級風土の醸成
- ・ 道徳教育を中心とした教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないという意識の醸成を図り、互いを尊重し合う人間関係の構築
- ・ 児童生徒が主体的に参画するいじめの防止に向けた方策の議論や、実行する取組の推進
- ・ 学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上
- ・ 思いやりの心を育む教育
- ・ 児童生徒等の特性に応じた適切な指導
- ・ 望ましい人間関係の形成を目指した豊かな体験活動の推進 (宿泊体験活動、異学年交流等)
- ・ 規範意識を高める児童生徒の自発的な取組
- ・ 心のアンケート、学校生活アンケートを実施し、その結果から、管理職のリーダーシップの下、教育相談や個人面談を実施
- ・ PBSの視点を取り入れた児童生徒への関わりや支援の充実
- ・ インターネット等を介したいじめ防止に関する、情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育の充実・徹底
- ・ 人権尊重の意識を高める人権教育や相談施設の周知等
- ・ 個々の児童生徒の障害の特性への教職員の理解促進
- ・ 教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解の促進

- ・性の多様性についての、教職員への正しい理解

② いじめの早期発見

- ・児童生徒理解、信頼関係づくり
- ・いじめに関するアンケートの実施
- ・教育相談の実施
- ・教職員の研修
- ・何でも話せる相談窓口、相談機能の充実
- ・外部相談機関との連携
- ・教育総合データベースの活用

③ いじめ事案への対処

- ・正確な事実関係の把握、確認
- ・被害児童生徒への支援、徹底して守ることを本人に伝え、信頼関係を築く
- ・加害児童生徒への指導
- ・保護者との連携
- ・周囲の児童生徒への指導
- ・教育委員会との連携
- ・いじめへの対応から解消までの組織的な対応

④ 家庭や地域との連携

- ・保護者
- ・学校運営協議会

⑤ 関係機関との連携

- ・戸田市立教育センター
- ・蕨警察署
- ・南児童相談所
- ・戸田市人権教育推進協議会

(5) 児童生徒、家庭、地域、関係機関への周知

- 学校基本方針や学校対策委員会等について、児童生徒に周知し、加害行為への抑止や被害児童生徒への安心感を与える。
- 学校におけるいじめ防止等の取組や事案対処について、連携を深め、理解、協力を得るために、法や学校基本方針、学校対策委員会、いじめの定義やその具体例等について家庭や地域、関係機関等に周知する。

第4 重大事態への対処

※重大事態の対応については、文部科学省作成「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 令和6年8月改訂版」(以下、単に、国のガイドラインという。)に具体的かつ詳細に調査の進め方が記載されていることから、原則として戸田市における重大事態調査についても国のガイドラインに沿って対応する。

※ただし、国のガイドラインにおいても、「重大事態調査は、事案の状況や対象児童生徒の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応することも必要であり、調査組織の判断の下、状況に応じてより適切な進め方で調査を行うことを妨げるものではない」とされていることから、調査組織の判断の下、事案に応じて国のガイドラインによらないより適切な方法で調査を行うことも可能とする。

※本基本方針では、国のガイドラインを踏まえ、戸田市における重大事態調査の基本的な進め方について記載する。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

1 重大事態とは

(1) 重大事態調査の目的

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた疑い”又は“いじめにより不登校を余儀なくされている疑い”がある段階を指しており、これらの疑いが生じた場合には、学校の設置者又は学校が、法の規定に基づき調査を行うこととなる。

この調査の目的については、国のガイドライン第1章第2節に記載されており、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行う目的としている。

また、この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。

(2) 平時からの備え

前述のとおり、重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階を言い、この段階から調査の実施に向けて動き出すことが求められていることから、学校においては重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。特に、学校は、年度初めの職員会議や校内研修等において、法や市の基本方針、自校の基本方針について説明し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか全ての教職員が理解できるようにする。

また、前述のとおり、重大事態の調査主体が学校となる場合に、拡大学校対策委員会が調査組織として調査を行う役割を担うことから、実際に重大事態が発生した場合を想定して、校長のリーダーシップの下、各教職員が適切に役割分担を行い、機能するような体制を構築しておくことが求められる。

市教育委員会においては、法第14条第3項に基づき、条例の定めるところにより専門家や第三者が参画するいじめ問題調査委員会を設置し、市教育委員会が調査主体となる場合に迅速に調査を開始できる体制を構築する。

また、学校から報告のあるいじめ事案の中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携しつつ、重大事態調査の実施に向けた準備を始めるなど、適切な指導・助言を行うことが必要である。

(3) 重大事態に対する学校及び学校の設置者の基本的姿勢

市教育委員会及び学校は、重大事態が発生した場合には、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校の対応にどのような課題があったのか」等の視点を持ち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組む。

対象児童生徒・保護者に対しては、詳細な調査を行わなければ全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」等の判断を行わない。

また、重大事態調査中も対象児童生徒・関係児童生徒の学校生活が続いていることから、対象児童生徒の見守りや心のケア、関係児童生徒に対する指導及び支援に継続して取り組む必要がある。校内体制を分けるなど重大事態調査と並行して児童生徒に対する対応が疎かにならないよう注意する。

対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合には、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応する。例えば、対象児童生徒・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことや、関係児童生徒等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどにより調査を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表しないことも考えられる。

(4) 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断を行うのは、市教育委員会又は学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、市教育委員会又は学校として判断したということであり、市教育委員会又は学校は、国のガイドライン別添資料1の重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する。

なお、法第23条第2項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合には、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。

不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、欠席期間が30日に到達する前から、学校と市教育委員会が緊密に連携し、重大事態に該当するか否か丁寧に協議を行うなどの対応を行うこととする。

また、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

なお、申立て時点において、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、児童生徒の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を

速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第 23 条第 2 項の規定を踏まえた学校対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

法第 28 条第 1 項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。

なお、いじめの重大事態に当たらないことが明らかであるというためには、例えば、いじめの事実が確認できなかっただけでは足りず、市教育委員会又は学校においていじめの事実が起りえないことを客観的・合理的な資料等を用いつつ、説明する必要がある。

2 重大事態発生時の初動対応

(1) 発生報告

重大事態が発生した場合は、学校は、市教育委員会に報告を行い、市教育委員会は、法に基づき市長まで報告しなければならない。市長に対して以下の事由を報告する。

- ・ 学校名
- ・ 対象児童生徒の氏名、学年
- ・ 報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の状況、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係

重大事態が発生した場合には、特に対象児童生徒・保護者等との情報共有が重要であることから、市教育委員会又は学校で窓口となる者を決めて、連絡・調整にあたる。あわせて、調査において必要となる資料の収集・整理に取り掛かる。

具体的には、学校及び市教育委員会において、これまで実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校対策委員会の会議録、学校としてどのような対応を行ったかの記録等が基礎資料として想定される。

(2) 調査組織の設置

法において、重大事態調査は市教育委員会又は学校が調査主体となっていくこととされているが、市教育委員会が主体となるか学校が主体となるかは個別の重大事態の状況に応じて、市教育委員会が判断する。

学校主体となる場合も法第 28 条第 3 項に基づき、市教育委員会は、必要な指導助言及び適切な支援を行う。

なお、不登校重大事態は、いじめの詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげる

ことを調査の目的に位置付けており、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は当該学校が最も把握していることを踏まえて、原則として学校主体で調査を行う。

ただし、従前の経緯や事案の特性、対象児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、調査目的を達成できない場合、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると市教育委員会が判断する場合は、市教育委員会主体として調査をする。

(3) 調査組織の構成

調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえて調査主体において判断する。対象児童生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明での意向も考慮しつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。

対象児童生徒・保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となるように構成する。

具体的には、戸田市においては原則として、市教育委員会が主体となる場合は、第三者委員会方式となる「いじめ問題調査委員会」において調査を行う。学校が主体となる場合は、学校いじめ対策組織方式となる「拡大学校対策委員会」において調査を行う。

なお、国のガイドラインを踏まえ、以下のケースにおいては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、市教育委員会が主体となり、第三者委員会方式となる「いじめ問題調査委員会」において調査を行う。

その際、専門家、第三者の考え方については、国のガイドラインに基づくこととする。

<国のガイドライン 第6章第2節(1) 基本的な考え方 該当箇所抜粋>

① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態

「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」では、詳細調査について、児童生徒の自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的としており、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成される調査組織で調査を行うよう努めるものとしていることを踏まえ、公立学校における調査の主体は特段の事情がない限り、学校の設置者である教育委員会とし、背景調査の指針に基づいて対応することが必要である。

② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態

対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しており、児童生徒の間で主

張の食い違いがある場合など事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにしていくことが難しいと考えられる重大事態では、専門家を交えつつ、客観的な視点から事実認定を行うことができる体制構築が必要である。

- ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態
対象児童生徒の保護者等と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合などには、公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることが必要である。

(4) 調査実施前の事前説明

調査の実施前には対象児童生徒・保護者に説明を行い、調査の目的等について共通理解を図り、調査事項や調査組織の構成等について認識のすりあわせを行う。この説明は原則として調査主体となる市教育委員会または学校が行う。

この事前説明は、2段階に分けて行う。速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成等が決まり体制が整った段階で説明する事項がある。

事前説明事項については、基本的には国のガイドラインの第7章第2節に記載の事項とする。

<国のガイドライン第7章第2節(1)対象児童生徒・保護者への説明事項より項目のみ掲載>

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ⑥ 調査結果の提供
- ⑦ 調査終了後の対応

重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際は、その都度、説明内容を事前に対象児童生徒・保護者及び関係

児童生徒・保護者に伝える（公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解をとるよう努める。）。

また、自殺事案の場合には、自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解をとる。遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行う（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。

関係児童生徒・保護者に対しても事前の説明が必要である。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒や保護者等の協力が重要である。

基本的には、(4) 対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見があれば聴き取り、必要に応じて調整することも考えられる。

調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになるので、関係児童生徒・保護者に対し聴き取り調査等の実施前にそのことを説明し、必要に応じて同意を得る。

対象児童生徒・保護者が詳細な調査の実施や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態調査を行う必要はあるが、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する。

3 重大事態調査の進め方

(1) 基本的な調査の流れ

重大事態調査の進め方については、国のガイドライン第8章を参照しつつ、事案の特性や対象児童生徒・保護者等の意向を踏まえつつ調査組織において決定する。基本的な調査の進め方は、国のガイドラインを踏まえ以下のとおりとする。

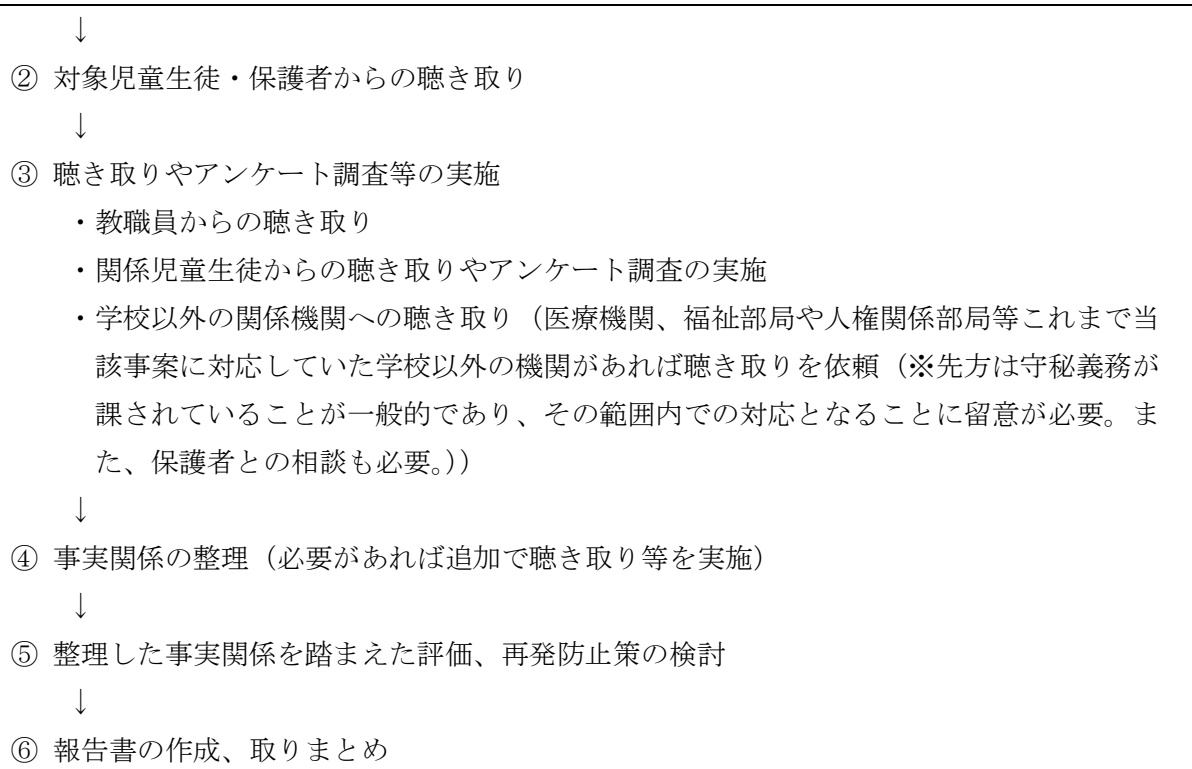
なお、対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本方針に加えて、背景調査の指針に基づいて行うことが必要である。

<国のガイドライン第8章 第2節(1) 調査全体の流れ(該当箇所抜粋)>

① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認

(調査の初期段階で確認する必要がある文書等)

- ・当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- ・学校いじめ防止基本方針
- ・年間の指導計画
- ・学校に設置される各委員会の議事録
- ・過去のアンケート、面談記録



（２）調査の進め方に係る留意事項

不登校重大事態の場合について、調査中に対象児童生徒が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象児童生徒・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

また、重大事態調査の途中で対象児童生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。

児童生徒に対する聴き取りを行う場合の留意事項、アンケート調査を行う場合の留意事項等については、国のガイドラインの第8章第2節（3）～（6）に記載があるため、これを参照しつつ、調査組織内の専門家の助言も受けながら調査を進める。

また、重大事態調査は、事案によっては1年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象児童生徒・保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっており、こうした要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行う。丁寧に連絡を取り合うことによって調査が滞っていないという安心感を与えることができ、対象児童生徒・保護者の不安感、不信感の軽減につながる。調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られるが、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明する。また、聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」と

いう視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認をとることも考えられる。

(3) 調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については国のガイドライン第8章第3節(1)に記載されている。具体的に何を調査するかという調査事項については、事案の特性や対象児童生徒等の意向も考慮しつつ、最終的には調査組織において決定する。

事実関係の確認・整理に当たっては、国のガイドラインに基づき、調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめる。

ただし、調査結果をまとめるにあたり、事実関係がはっきりしない、いじめ行為を特定できない場合等には調査の過程や調査によって明らかになった範囲での事実関係等を記し、それ以上のことは本調査では分からなかったことを明記する。事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避ける。

対象児童生徒の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要であり、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があった旨を詳細に記載することが考えられる。

事実関係を把握し、対象児童生徒への対応・支援の方策、(いじめが認められた場合の)加害児童生徒への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる。

上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び市教育委員会の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。

この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。

4 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応

(1) 調査報告書の説明

法第28条第2項に基づき、市教育委員会又は学校は、対象児童生徒・保護者に調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うことが求められる。

調査結果の説明は、調査報告書本体又は概要版資料を提示又は提供し、調査を通じて確認された事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

いじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権に配慮して説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることはあってはならない。

また、調査結果の説明の際に、市教育委員会が市長に調査結果の報告をする際、対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて提出できることを説明する。

市教育委員会又は学校は、対象児童生徒及び保護者と事前に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・その保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

(2) 市長への報告及び公表

市教育委員会は、重大事態調査結果について市長に説明を行う。その際、対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合にはその内容についても説明する。

調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。

他方で、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはならない。

公表するか否かについては、市教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や市の情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして公表を行うべきでない判断した部分を除いた部分を適切に整理の上、調査報告書の公表版を作成したり、公表を行わないこととした部分をマスキングしたりするなど加工した調査報告書をホームページ等に公開期限を設けて公表する。

公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとる。

(3) 調査結果を踏まえた対応

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて、家庭や専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。

いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒が抱える課題や家庭環

境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から保護者とも連携しつつ指導支援を行う。対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、法第23条第6項に基づき、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

調査報告書の内容及び提言された再発防止策について、市教育委員会及び当該学校は真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

5 再調査について

(1) 再調査とは

重大事態調査の結果について報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、重大事態調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うものとする。再調査についても、重大事態調査と同様に、再調査の調査主体は、被害児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

市長による再調査は、重大事態調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分なものであり、再調査を行う必要があると考えられる場合に行うものであるが、例えば、次のようなケースが考えられる。

- ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
- ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

(2) 再調査を行う機関

再調査は、市長部局の児童青少年課が事務局となり、重大事態調査の結果の改めて調査を行うべきとされる事項について調査を行う。調査の進め方については、国のガイドラインの第6章から第8章の内容に基づいて行う。

なお、児童生徒等の関係者が何度も聴き取り等を行うことは心理的負担を伴うものであるから、新たに聴き取りやアンケート等を行う場合には必要最小限

の確認となるよう配慮すること等が必要である。

(3) 再調査を踏まえた対応

市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、当該学校へ指導主事の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の配置等の再発防止に取り組む。

また、再調査を行った時は、市長は法第30条第3項に基づき、その結果を議会に報告する。ただし、その内容については、児童生徒の個人情報やプライバシーに配慮した上で行う。

教育委員提案

令和6年第12回教育委員会(定例会)

令和6年12月19日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

- ① 学校間の人的連携の現状と展望について（仙波委員）…………… 1
（教育政策室）
- ② 自然学習について（学校と彩湖自然学習センターの連携について）（長道委員）…………… 10
（生涯学習課）

学校間の人的連携の現状と展望について

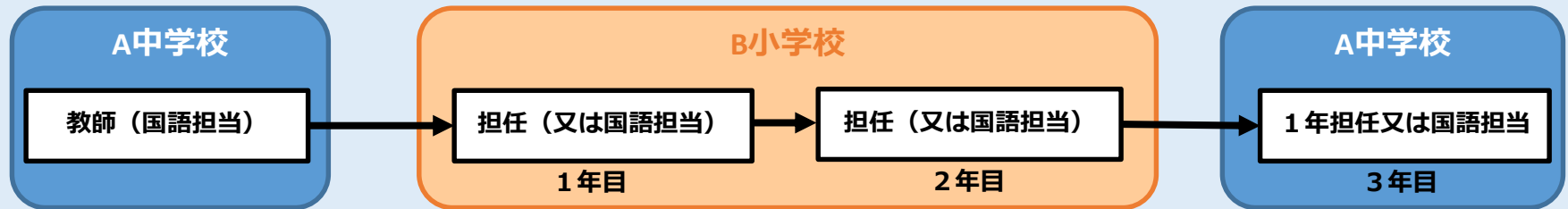
戸田市教育委員会
教育政策室

学校間の人的連携の現状と展望

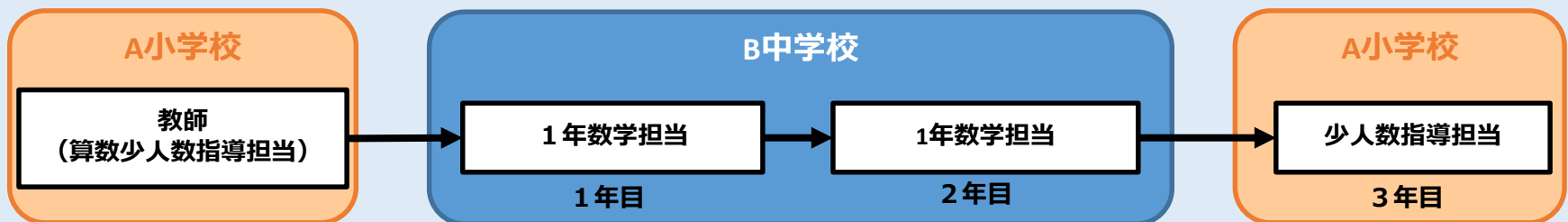
小中人事交流システム「Jプラン」

中学校区を単位とした小・中学校間の人事交流をとおして、いわゆる「中1ギャップ」の解消を目的としたもの。

人事交流モデル例①



人事交流モデル例②



※Aの小学校、中学校には、2年間の加配措置あり

学校間の人的連携の現状と展望

小・中人事交流システム「Jプラン」

【主な目的】

① 学習指導の充実

中学校教師の教科の専門性を活かした指導の充実
基礎学力の向上及び発展的な学習などの
専門的指導

小学校教師の適性を活かし、生徒の実態に応じた
きめ細かな学習指導や支援

② 生徒指導の充実

小・中一体的な生徒指導を展開

小学生が中学校に入学する際の不安、
戸惑い等を解消
学校生活への円滑な適応を促進



学校間の人的連携の現状と展望

生徒指導モデル校加配制度

【目的】

小・中両校の生徒指導上の課題についての対応を充実させること

市内の中学校に2名配置
複数の小中学校を兼ねる「兼務」として発令

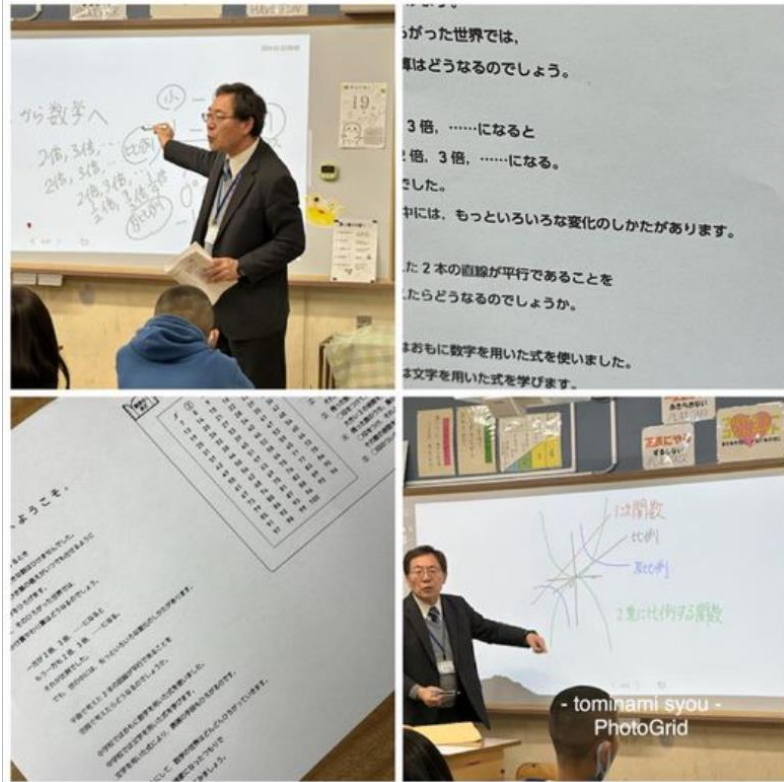
中学校に籍を置きながら、小学校へも定期的に訪問
生徒指導対応の連携を推進

生徒支援室「いっぽ」（戸田翔陽高校内）
への訪問、支援

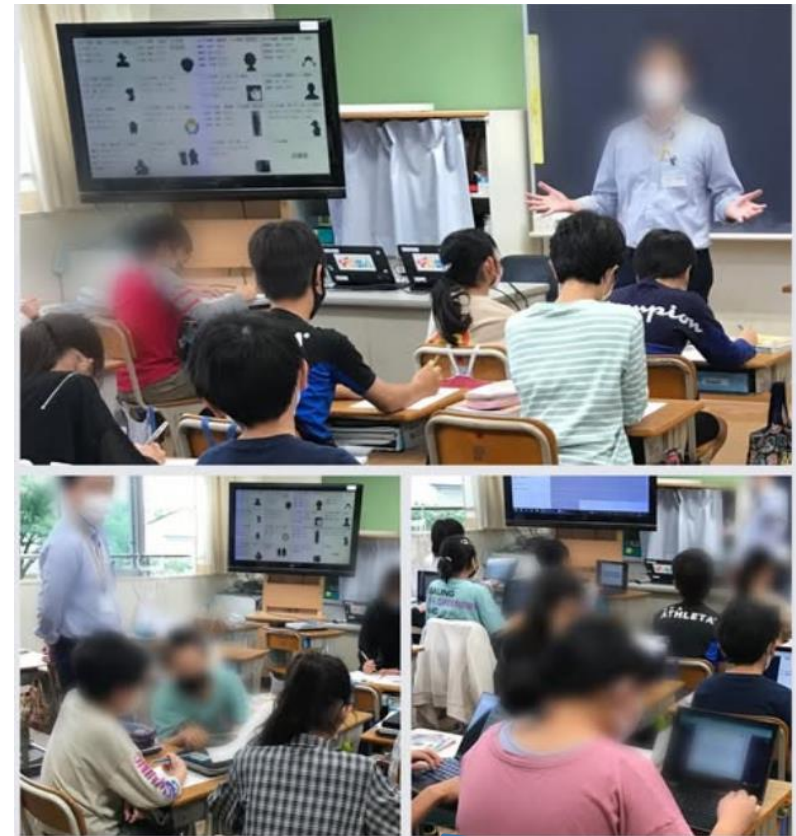


学校間の人的連携の現状と展望

小・中学校間の連携



中学校の教師が、
小学校で数学の体験授業を実施



中学校の教師が、小学校で
社会（公民）の体験授業を実施

学校間の人的連携の現状と展望

小・中学校間の連携

中学生が、小学校で
小学生と一緒に朝のあいさつ運動



中学校の生徒会が小学校を訪問して、
中学校について説明



小学生が中学校を訪問し、
合同で課題解決学習

学校間の人的連携の現状と展望

幼保小連絡会

【目的】

入学予定の園児が通学する幼稚園、保育園の先生方を小学校に招いて、情報共有するとともに、小学校の入学に向けての指導内容の共通理解を図る。



学校間の人的連携の現状と展望

幼保小交流会



新曽北小「なかよし会」



戸田第二小
「秋のおもちゃランドへようこそ！」

学校間の人的連携の現状と展望

小・中学校の学びの連携

小・中学校の学びの連携
学びを通じた児童・生徒どうしの
関わりやつながり



学校教育全般を見通した
学校間の連携のより一層の充実



教育委員提案

自然学習について (学校と彩湖自然学習センター の連携について)

戸田市教育委員会事務局
生涯学習課



彩湖自然学習センター (みどりパル)
キャラクター「カマリン」
(ミュージアムキャラクターアワード2022 全国第6位)

Ⅰ 彩湖自然学習センター(みどりパル)の概要



彩湖自然学習センター及び自然観察池

所在地	大字内谷2887番地
開館年月	1997年(平成9)年6月(築27年)
施設概要	・敷地面積13,073㎡(屋外施設「自然観察池」含む)・延床面積1,046㎡ ・鉄筋コンクリート造 5階建(浄化機場部分含まず)
主な施設	・彩湖自然学習センター(国土交通省所有) <管理運営:教育委員会(ただし浄化機場部分は国土交通省管理)> ・1階 水中のふしぎ ・2階 水辺のふしぎ ・3階 草原・湿原のふしぎ 観察ステーション ・4階 林のふしぎ ・5階 荒川のすがた 屋上展望広場



1階「水中のふしぎ」



3階「草原・湿原のふしぎ」



5階「荒川のすがた」



2階「水辺のふしぎ」



4階「林のふしぎ」



5階「屋上展望広場」

2 彩湖自然学習センター入館者数 令和5年度

入館者数 15,987人 (前年比▼1,612人)
 令和4年度 17,599人
 令和3年度 15,263人

彩湖自然学習センター

月	常設展			月	常設展		
	入館者数	開館日数	1日平均		入館者数	開館日数	1日平均
4	1,173 (人)	28 (日)	41.89 (人)	10	1,180 (人)	28 (日)	42.14 (人)
5	1,455	27	53.89	11	1,779	27	65.89
6	977	27	36.19	12	1,086	26	41.77
7	1,389	28	49.61	1	859	24	35.79
8	1,767	28	63.11	2	881	27	32.63
9	2,201	28	78.61	3	1,240	29	42.76
合 計					15,987	327	48.89

彩湖自然学習センター博学連携事業 令和5年度

彩湖自然学習センター博学連携事業

博学連携事業の名称	実施期間	実施回数	参加者数
小学3年生彩湖自然学習センター授業（自然体験学習）	R5.8月～R5.9月	19回	1,226人
彩湖サイエンスサポートプログラム（出張授業・教材提供）	R5.6月～R6.3月	11回	849人
彩湖自然学習センター活用検討委員会	R5.9月～R6.3月	2回	12人
教員5年経験者研修における社会貢献活動体験研修	R5.8月～R6.3月	1回	1人
中学生社会体験チャレンジ事業・職場体験研修	R5.9月～R6.2月	5回	13人

3 彩湖自然学習センター講座参加者 及び展示事業一覧 令和5年度

講座参加者数：595人（全体）

（前年比▼29人）雨天中止等 3件

開催期日：令和5年4月29日～令和6年3月3日

令和4年度 624人 雨天中止等 なし

令和3年度 593人 雨天中止等 7件

彩湖自然学習センター展示事業

展示種別	展示名称	観覧者数 参加者数	展示期間等
彩湖自然学習センター 写真パネル展	「彩湖・自然にカシャッ！」 (会場：彩湖自然学習センター)	-	R5.4/1～5/7
	「彩湖・自然にカシャッ！」 (会場：市役所)	-	R5.5/9～5/25
	「彩湖・自然にカシャッ！」 (会場：コンパル)	-	R5.6/1～6/15
	「彩湖・自然にカシャッ！」 (会場：さくらバル)	-	R5.6/17～6/29
	「彩湖・自然にカシャッ！」 (会場：あいバル)	-	R5.7/1～7/14
	「彩湖・自然にカシャッ！」 (会場：彩湖自然学習センター)	-	R6.3/1～3/31
図書館上戸田分館 連携展示	「こんな姿でした！～虫が登場する本と標本の 展示～」 (会場：図書館上戸田分館、彩湖自然学習センター)	-	R5.7/～7/30
市内中学校生物育成 研究部共同展示	「外来種とはなにか？」	-	R5.12/23～R6.1/28
彩湖自然学習センター エレベータ展示	「今月の彩湖」	-	月毎に展示替えを実施

彩湖自然学習センター講座（雨天中止を除く）

講座等種別	講座等の名称	回数	参加者	実施日
一般対象講座	「植物ウォッチングにでかけよう：初夏」	1	18人	5.5/14
	「彩湖周辺の野鳥観察①（カヌー編）」	1	8人	5.5/20
	「昆虫ウォッチング：夏」	1	18人	5.7/23
	「ネイチャークラフト」	1	11人	5.7/9
	「ダンボールドームのプラネタリウム」	1	21人	5.8/8
	「昆虫ウォッチング：秋」	1	24人	5.10/8
	「彩湖周辺の野鳥観察②（カヌー編）」	1	7人	5.10/21
	「彩湖でお月見」	1	22人	5.10/28
	「植物ウォッチングにでかけよう：秋」	1	7人	5.10/29
	「野鳥を見よう②」	1	13人	5.11/18
	「竹を使ったものづくり」	1	19人	6.2/18
	「冬の虫さがし」	1	9人	6.3/2
	「野鳥を見よう③」	1	6人	6.3/3
	野鳥観察会 (市民大学認定講座)	「彩湖周辺の野鳥観察①（フィールド編）」	1	13人
「彩湖周辺の野鳥観察②（フィールド編）」		1	20人	5.11/12
「彩湖周辺の野鳥観察③」		1	14人	5.12/17
「彩湖周辺の野鳥観察④」		1	16人	6.1/14
「彩湖周辺の野鳥観察⑤」		1	16人	6.2/11
親子対象講座	「投網体験」	1	18人	5.6/4
	「外来種（アメリカザリガニ）について学ぼう」	1	19人	5.6/25
	「夜のいきものたち」	1	15人	5.8/5
	「親子でオリエンテーリング」	1	13人	5.11/5
	「木の実を使ったリースづくり」	1	12人	5.12/2
	「和風をつくろう」	1	15人	5.12/10
星空観察会 (市民大学認定講座)	「夏の星空」	1	12人	5.8/19
	「冬の星空」	1	13人	6.1/20
子ども対象講座	「はらっぱであそぼう」	1	27人	5.4/29
	「昆虫標本をつくろう」	1	18人	5.7/25
子ども自然クラブ	結団式、第1回	1	20人	5.6/11
	夏の特別講座「君も牧野富太郎になろう」	1	5人	5.8/2
	第2回	1	13人	5.10/22
	第3回	1	15人	5.11/26
	第4回	1	15人	5.12/24
	第5回 解散式	1	17人	6.1/28
彩湖☆わくわく 2Days	「ネイチャークラフト」	-	75人	5.7/29.7/30
	「おし花のしおりづくり」			
	「念願キーホルダー」			
	「鱗粉転写の豆本づくり」			
	「星のプラバンづくり」			
	「フリースペース（ぬりえ、おりがみ、どんぐりつかみ）」			

4 市内小学校3年生センター授業の実施

彩湖自然学習センター職員の支援のもと、実際に昆虫を観察したりすみかを調べたりします。
※3年生理科「こん虫の育ち方」及び「動物のすみか」の両単元の学習効果をより高めます。

センター授業実施風景

【3年生センター授業実施内容】

令和6年度実績

実施時期：令和6年8月29日
(木)～10月8日(火)

実施場所：彩湖自然学習センター
及びその周辺

実施回数：12日間 21回
(市内小学校全校) 44クラス
児童数 1,326人



②-1 昆虫授業③ 「こん虫の育ち方」(150分)

午前の部9時30～12時 午後の部13時～15時30分

おおまかな内容 ※④学習のまとめで時間調整を行います

時間	活動	内容
午前の例		
9:30	①はじめの会	あいさつ、今日の活動のめあてなどの説明
9:45	②調べ学習・野外観察 1回目	館内学習と野外観察に分かれて、それぞれ40分ずつ学習します(館内は3階と4階で20分ずつ学習)
10:35	③調べ学習・野外観察 2回目	館内と野外を交代して40分学習します
11:20	④学習のまとめ	野外で観察できたものの確認、昆虫クイズ、質問タイム、感想発表を行います
12:00	⑤終了	「彩湖は最高、さあ行こう！」の合い言葉を言って終わりです

授業の様子(写真はいろいろな学校が交じっています)

①はじめの会 生徒さんが多い学校はちよつと狭くてすみません。でもなんとか座れます



館内学習時は不要な荷物は置いていきます(野外は全部持って出ます)。半袖の上に脱ぎ着できる薄手の長袖(シャツでもOK)スタイルがベストです。



②③調べ学習

館内3階は標本のスケッチ、4階は展示を見ながら昆虫の問題に答えます。20分で3階と4階を入れ替えます



館内学習の様子(左写真3階、中右4階)
ワークシートは添付資料をご確認ください

野外観察の様子(水筒は肩からかけられる紐付きを持たせてください)

草原、水辺などを回りながらバッタやトンボ、蝶などの観察(採集)を行います(8～10人くらいのグループに分けてまわります)。10cm大のカマキリやバッタを子供たちの手に載せてあげるととても喜びます。ミニ車道では道がよければトンボの産卵シーンが観察できます。草むらに入っていくのと蚊も多いので、必ず長ズボンをお願いします(なければ半ズボンにレギンスのような風情でもOKです)。



④学習のまとめ

どこにどんな生き物がいたかを生徒に発表させながら、地図上に貼り付けていきます(まとめ学習は先生に行っていただきます)



⑤昆虫クイズ

スクリーンを使って、クイズを行います(時間の押し具合で問題数を調整しています)。センター職員が行います。

⑤最後に合い言葉を言って終わります。



5 サイエンスサポートプログラムの実施

「サイエンスサポートプログラムの充実」に向けた取り組みとして、彩湖自然学習センター活用検討委員会を通じて学校と調整し、更なるプログラムの充実を図っております。

出張授業事例 1 (小学校)



内容：レプリカ作り
対象：小学校6年生

出張授業事例 2 (中学校)



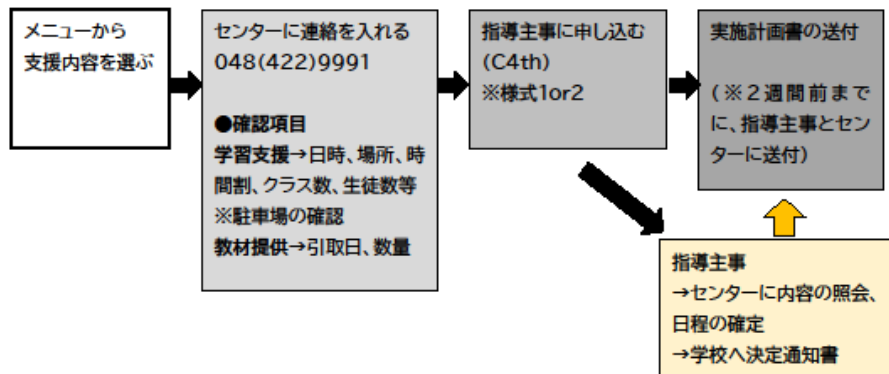
内容：季節の昆虫
対象：生物育成研究部

上記出張授業のほか、学校からの要望に応じた教材提供も随時実施しております。

令和6年度実績 実施時期：令和6年6月28日(金)～令和6年9月18日(水)
実施回数：8回(出張授業3回 教材提供5回) 児童数711人(市内小中学校7校)

彩湖自然学習センター 学習支援・教材提供一覧

依頼の流れ



注意事項

・締め切りを設けております。ご協力をお願いします。

締め切り… 学習支援(出張・来館)→1ヶ月前
クラブ活動 →2週間前
教材提供 →1週間前
連絡先→048(422)9991

までに相談ください

・教材提供について…数が多い場合や採集できる季節が限られる生物をご希望の場合は、締め切りよりも早めにご相談ください。日時をご相談の上、原則引き取りをお願いします(9時30分～16時30分の間)。

・記載のない学習支援、教材提供をご希望の場合は早めにご相談ください。

・外来種(アメリカザリガニ等)の提供に関しては、使用方法を限定させて頂く場合があります。

・②-1 昆虫授業はサイエンスサポートではございません。申込み方法が異なりますのでご注意ください。

・学習支援、教材提供ともご利用制限はございません。何度でもご利用ください。

支援メニュー

○文字→参考対象学年(例④…小学4年)

※記載のないもの、時間や内容のアレンジなどについてはご相談ください

①センター職員が出張する学習支援

- 1-魚の観察⑤
- 2-プランクトンの観察⑤
- 3-火山灰の観察(鹿沼土のわんがけと観察)⑥ 中1
- 4-レプリカ作り④
- 5-星の明るさや色④
- 6-月について学ぼう④⑤
- 7-イモムシをさがそう
- 8-昆虫標本のつくり方
- 9-野鳥を観察してみよう
- 10-葉脈のしおりづくり(ネイチャークラフト)
- 11-プラバン工作
- 12-セイタカアワダチソウのえんぴつ作り
- 13-飛ぶ鳥の模造作り
- 14-昆虫クラフト
- 15-顕微鏡のチョウの標本づくり
- 16-外来種に詳しくなろう
- 17-昆虫の体の不思議「アメンボの不思議」
- 18-季節と生物(冬)出張実践例④
- 19-自然から学ぼう出張実践例⑤

②センターに来館する学習支援

- 1-昆虫授業⑤
- 2-季節と生物④
- 3-クラブ活動補助

③教材提供(生物)

- 1-微生物(ミジンコ入り池の水)
- 2-植物
- 3-昆虫
- 4-水生生物
- 5-火山灰
- 6-たのしいせいかつ(上下)

④教材提供(貸出教材)

詳細参照

6 中学生社会体験チャレンジ事業・職場体験研修

市内中学生が主に市内の事業所等にて、3日間の社会体験や職場体験を行っております。

職場体験研修実施風景

【中学生社会体験チャレンジ事業・
職場体験研修実施内容】

令和5年度実績

実施時期：令和5年9月5日（火）
～令和6年2月9日（金）

日数：各校3日×5校＝15日

学校数：市内中学校5校

生徒数：13名（各校2～3名）

（美笹中学校のみ日程都合により
実施出来ず）

内容：小学校3年生センター授業の
サポート、館内外の植生管理等整備、
主催講座見本作成等準備補助、館内
生態展示魚類飼育 等



戸田東中 3年生センター授業補助



笹目中 植生管理補助



講座「和風をつくろう」見本作成



講座「竹を使ったものづくり」見本作成

7 新曽中学校生物育成研究部との共同展示

市内中学校の生徒の研究発表の機会の提供及びみどりパルの利用促進を目的に、新曽中学校生物育成研究部が外来生物法に基づく特定外来生物に指定されている「クビアカツヤカミキリ」について調査した結果のほか、「外来種とはなにか?」というテーマのもと、彩湖自然学習センターの昆虫標本との共同展示を実施しました。

期間：令和5年12月23日(土)

～令和6年1月28日(日)

場所：彩湖自然学習センター
4階展示室

展示内容：

新曽中学校生物育成研究部が同中学校の学区内20箇所で特定外来生物に指定されている「クビアカツヤカミキリ」の生息調査結果を彩湖自然学習センターが所管している同昆虫の標本と一緒に展示のほか、アライグマほかその他の特定外来生物についての説明をイラストを交えわかりやすく紹介しているパネルとともに、戸田市内で実施しているアライグマの捕獲用の罠を実物展示した。

戸田・新曽中

特定外来種「クビアカツヤカミキリ」生徒が市内で生息調査

戸田市内谷の彩湖自然学習センター4階展示室で23日から、市立新曽中学校生物育成研究部が特定外来種「クビアカツヤカミキリ」の市内での生息状況調査を取りまとめた展示が始まった。これまでの調査では同市内での生息は確認されず、同部では今後も継続調査を行い被害拡大防止につなげたいとしている。

クビアカツヤカミキリは中国や朝鮮半島などに分布しているカミキリムシの一種。サクラやモミなどバラ科の樹木を食い荒らす害虫で、特定外来生物に指定されている。県内では2013年に初めて生息が確認され、県北部、南東部を中心に被害が報告されている。

同部の今回の調査は9月から10月にかけて、校内ほか、学区内20カ所の公園などのサクラ約100本を部員が手分けして直接訪問し、調査場所を確認した調査結果を報告。幼虫が木から押し出す木へず「フリン」が確認されなかったところから、これまでと同く、戸田市内では生息が確認されなかったとしている。

新曽中学で同部長の木村和義さんは「まずは市内に広がって来たら怖い。どうにかして被害の拡大を食い止めた方がいい」と思い、調査結果を広く告知して「きたい」と話す。

展示は同センターと共同で行われ、クビアカツヤカミキリほか、国内で採取された特定外来種の昆虫標本なども展示。同部がアライグマをテーマにした特定外来種についてもクイズ形式でまとめたパネルがあり、分かりやすく知識を深めたいと話す。

観覧無料、2024年1月28日まで午前10時から午後4時まで。23年12月24日から24年1月4日、第2、第4日曜日は休館。問い合わせは戸田市政務局 彩湖自然学習センター（204-8-4020、0204-8-4020）へ。

自然学習センターで展示

クビアカツヤカミキリの市内生息状況調査を取りまとめた戸田市立新曽中学校生物育成研究部（全名）竹内浩輔さん、出井哲史さん、木村和義さん。23日午前、戸田市内の彩湖自然学習センター4階展示室



8 (参考) 彩湖自然学習センター主催講座について① (彩湖周辺の自然観察とカヌー体験)

彩湖自然学習センター主催講座において、水辺環境エコツアーの一環として彩湖周辺の自然観察と彩湖でのカヌー体験を実施しております。

自然観察とカヌー体験講座実施風景

・実施内容

第1回：令和6年5月25日（土）

第2回：令和6年10月5日（土）

場所：彩湖湖畔

時間：10:00～12:00

参加人数：1回目 10名

2回目 8名

実施内容：彩湖周辺の植物の話聞き彩湖付近を巡りながら観察した。その後カヌーのパドルの取り回し、舟の乗り方の説明を陸地で実施後に乗舟し、護岸近くで漕ぎ方等の練習をしてから、対岸の植物の観察も見ながら、カヌーの乗船体験を行った。



9 (参考) 彩湖自然学習センター主催講座について② (彩湖周辺の野鳥観察①～⑤)

彩湖自然学習センター主催講座において、市民大学講座として彩湖周辺の野鳥観察を年5回実施しております。

講座「彩湖周辺の野鳥観察」実施風景

・実施内容

第1回：令和6年5月19日（日）

第2回：令和6年11月10日（日）

第3回：令和6年12月15日（日）

以降2月迄2回実施予定

場所：彩湖湖畔

時間：10:00～12:00

参加人数：1回目 20名

2回目 20名

実施内容：彩湖周辺でその時期に見られる野鳥を春季と秋季は徒歩で、冬季はバスで巡り普段は見られない場所から講師の解説付きで観察する。



10 (参考) 彩湖自然学習センター主催講座について③ (投網体験)

彩湖自然学習センター主催講座において、彩湖自然学習センターを拠点とした関係部局や団体と連携した水辺環境エコツアーを実施しております。

講座「投網体験」実施風景

・実施内容

実施日：令和6年6月2日（日）

場所：彩湖湖畔

時間：9:30～12:00

参加人数：20名

参加定員 20名

実施内容：戸田市にて荒川周辺にて古来から行われてきた伝統漁労を、埼玉県南部漁協組合の漁師を講師として招き、投網の技術を学ぶとともに、捕獲した魚類等については埼玉県水産研究所の職員を講師として招きご教示頂くとともに、彩湖はじめ埼玉県に生息している水中生物についても学ぶ。



1 1 (参考) 彩湖自然学習センター主催講座について④ (こども自然クラブ)

彩湖自然学習センターでは、年間登録した会員が動植物の観察等の自然体験活動を行うことにより、自然への興味関心を深めながら会員同士の交流を深める講座を実施しております。

・実施内容

実施日：令和6年6月8日（日）～

令和7年2月23日（日）全5回

令和6年8月1日（木）特別講座1回

場所：4階学習室及び三二彩湖周辺

時間：10:00～12:00

参加定員：21名

実施内容：

第1回「昆虫をみつけよう！」

班ごとにセンター周辺で昆虫採集後、採集した昆虫の名前を調べて、ワークシートへ記録後、各班で発表

第2回「コレクションボックスをつくろう」

コレクションボックスに入れる物を各班で外へ出て採取後に、名前を調べて各自で作成する

特別講座「ミクロの世界をのぞこう」センター周辺で採集した物を顕微鏡の使い方を学びながら観察する

講座「こども自然クラブ」実施風景



1 2 (参考) 彩湖自然学習センター主催講座について⑤ (星空観察会)

彩湖自然学習センターでは、市内で有数の天体観測に好条件の環境でその時見える星空について解説を交えながら観察して、天体観測への興味関心を深める講座を実施しております。

・実施内容

実施日：「星空観察会：夏」

令和6年8月17日（土）24名

「秋の星をさがそう」

令和6年10月13日（日）16名

「星空観察会：冬」令和7年1月予定

場所：4階学習室及び屋上



紫金山・アトラス彗星（彩湖で撮影）

講師より提供

講座「星空観察会」実施風景



1 3 (参考) 彩湖自然学習センター主催講座について⑥ (昆虫ウォッチング・植物ウォッチング)

彩湖自然学習センターでは、彩湖周辺に生息する昆虫、自生する植物を講師の解説を交えながら観察して、自然観察への興味関心を深める講座を実施しております。

「昆虫ウォッチング」「植物ウォッチング実施風景

・実施内容

昆虫ウォッチング

実施日：「昆虫ウォッチング：夏」

令和6年7月21日（日）18名

「昆虫ウォッチング：秋」

令和6年10月13日（日）17名

場所：4階学習室及び彩湖周辺

植物ウォッチング

実施日：「植物ウォッチングに

でかけよう：初夏」

令和6年5月12日（日）15名

「植物ウォッチングにでかけよう

：秋」

令和6年10月27日（日）9名



1 4 (参考) 彩湖自然学習センター主催講座 (その他)

彩湖自然学習センターでは、講座のなかで自然のものを利用した工作をはじめ、様々な体験、観察を通して、自然に親しみながら興味関心を深めていただく取組を実施しております。

彩湖自然学習センターの多種多様な講座(工作部門)

ネイチャークラフト



竹をつかったものづくり



木の実をつかったリースづくり



和風をつくろう



彩湖自然学習センターの多種多様な講座(観察部門・その他)

ダンボールドームの
プラネタリウム



冬の虫さがし



夜の生きものたち



外来種(アメリカザリガ
ニ)について学ぼう



昆虫標本をつくろう



はらっぱであそぼう



植物ウォッチング:絵手紙編

15 (参考) 市内公共施設との連携

彩湖自然学習センター（みどりパル）及び市役所本庁舎で例年実施している、彩湖の自然をテーマにしたパネル写真展について、更なる広報及び自然学習の機会の提供の為、笹目コミュニティセンター（コンパル）、戸田市新曽南多世代交流館（さくらパル）、上戸田地域交流センター（あいパル）で実施しております。

パネル展実施状況

- ・実施時期：令和6年6月1日（土）～6月13日（木）
- ・場 所：笹目コミュニティセンター1階市民ギャラリー
- ・実施時期：令和6年6月15日（土）～6月27日（木）
- ・場 所：戸田市新曽南多世代交流館1階市民ギャラリー
- ・実施時期：令和6年7月1日（月）～7月15日（月）
- ・場 所：上戸田地域交流センター1階市民ギャラリー



コンパル展示風景

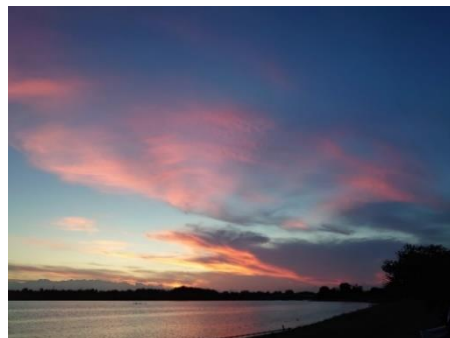


さくらパル展示風景

展示作品（一部）



「にらめっこ♥」



「オン・ザ・ビーチ」



(左) あいパル展示風景 (右) 同時開催ワークショップ²⁷

報告事項

令和6年第12回教育委員会(定例会)

令和6年12月19日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 令和6年12月戸田市議会定例会 教育関連一般質問について…………… 1
(教育総務課)
- ② 視察報告…………… 2 2
(教育総務課)
- ③ 中学校選択制による入学希望校最終申込状況について…………… 3 2
(学務課)
- ④ 就学援助について…………… 3 3
(学務課)
- ⑤ 生徒指導案件について【秘密会】…………… 【当日資料】
(教育政策室)
- ⑥ 郷土博物館開館40周年記念祭～みる！きく！あそぶ！～について…………… 3 6
(生涯学習課)
- ⑦ 第23回昔のくらし展の開催について…………… 4 3
(生涯学習課)
- ⑧ その他

令和6年12月戸田市議会定例会について(自2024.11.27至2024.12.17)

一般案件

《生涯学習課》

- ・指定管理者の指定について(戸田市立図書館上戸田分館)
- ・指定管理者の指定について(戸田市立中央図書館ほか各分室及び配本所)

このほか、総務常任委員会付託分として

- ・戸田第一小学校改築等工事(Ⅲ期)屋内運動場等解体及びグラウンド整備工事請負変更契約について
- ・財産(新曾小学校増築校舎家具備品一式)の取得について

補正予算

歳入

《教育総務課》

- ・公立学校施設整備費 33,581千円
- ・学校施設環境改善交付金(施設整備事業) 28千円

【理由】戸田南小学校教室棟増築等工事における国庫補助金の交付決定に伴い、教育費国庫負担金及び教育費国庫補助金をそれぞれ増額するもの。

歳出

《教育総務課》

- ・新曾小学校教室棟(含給食調理場)増築等工事インフレスライド積算業務 △1,921千円
- ・戸田南小学校教室棟(含給食調理場)増築等工事設計意図伝達業務

【理由】新曾小学校教室棟増築等工事の受注者からインフレスライド請求がなかったこと(△1,628千円)、また戸田南小学校教室棟増築等工事の入札中止に伴い、改めて来年度実施することから今年度予算(△293千円)を減額するもの。

- ・小学校バリアフリー改修 360,030千円
- ・中学校バリアフリー改修 95,172千円

【理由】入札期間を最大限確保し、夏休み期間の工事に向けて十分な準備期間を設けるため、令和7年度の工事を早期発注するため。

その他の補正

【継続費補正】

戸田南小学校教室棟(含給食調理場)増築等工事

【繰越明許費補正】

小学校バリアフリー改修工事 中学校バリアフリー改修工事

【債務負担行為補正】

小学校消防設備保守点検業務 中学校消防設備保守点検業務 小・中学校養護教諭臨時代替者派遣業務

ICT教育支援業務 小学校補習授業業務 SNS教育相談 部活動指導員研修業務

地域運動部活動推進事業 中学校指導者用デジタル教科書

戸田南小学校教室棟(含給食調理場)増築等工事設計意図伝達業務

戸田市立図書館上戸田分館指定管理業務 戸田市立中央図書館指定管理業務

令和6年第12回教育委員会資料

一般質問(再質問除く)

質問者:宮内 そうこ 議員

件名:中学校の武道場について

質問要旨:

近年では、これまで以上に暑い時期が長く続いたり、酷暑の日も多くなったりと、学校活動に影響が出ている。今回、取り上げる中学校の武道場にはエアコンがなく、近年の気温上昇により、室内が非常に暑いという生徒や保護者からの声が上がっており、これまでのような利用が難しくなっていると思われる。武道場は部活動のほか、体育の授業、音楽会の練習、委員会活動などにも利用されており、武道場の利用状況を考えると、熱中症対策としてエアコンが必要と思われる。そのような背景を踏まえ、以下について伺う。

- (1) 市内6校の中学校における武道場の利用状況は。
- (2) エアコンを早急に設置すべきと考えるが、市の考えは。

答弁要旨:

(1) 中学校においては、学習指導要領に基づき保健体育の中で武道の授業を実施しているが、秋から冬の時期にかけて実施しており、各中学校の平均で1日あたり3時間程度の利用となっている。また、剣道部などの部活動では1日あたり2時間程度、休日は3時間程度の利用となっている。このほか、雨天時の体育授業や学年集会、合唱祭の練習などでも利用している。

(2) 近年、暑さの度合いが増したり暑さの時期が長引いたりしており、部活動をはじめ雨天時の体育授業や学年集会等で武道場を利用するに当たっては、室温が高く活動することが厳しくなっている面がある。一方で、市内の小中学校施設は、様々な部分で老朽化が進行していることから、安全性の確保を最優先に考え、校舎の改築や外壁、屋根、設備などの長寿命化改修工事を進めている。また、校舎に設置しているエアコンについては、故障が増えてきており、順次、入れ替え工事を行っているなど大きな財政支出となっている。したがって、武道場の利用頻度や利用方法を踏まえ、武道場としてどのような環境整備をすることが最適か研究していく。

質問者:林 冬彦 議員

件名:市立小・中学校における「総合学習」や「地域・社会との関わりを重視した体験活動」などについて

質問要旨:

- (1) どのような意図で行われているか。
- (2) これらの学びを通して児童や生徒たちにどのような変化が見えたか。
- (3) 近年、注目すべき活動にはどのようなものがあったか。
- (4) 児童・生徒たちが、他校や地域の人々の前で発表する機会も増えていると思うが、他者の目に触れる体験はどのような効果をもたらしているか。
- (5) 今後の構想は。

答弁要旨:

(1) 総合的な学習の時間は、地域や学校、子供たちの実態等に応じて、教科等の枠を超え、探究的な学習を行うことを通じて各教科等で学んだことを活用することを大切にしている。こうした探究的な学習を行いながら、子供たちがよりよく課題を解決し、自身の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを意図して行われている。また、地域や社会との関わりを重視した体験活動を行うことは、子供たちが実社会や実生活の中から問いを見いだしたり、地域や社会と共に問題解決したりすることにつながる。本市では、総合的な学習の時間において課題解決型学習である戸田型PBLを推進しており、特に地域や社会との関わりを大切に、子供たちが実社会や実生活で生きて働く力を身に付けていけるよう努めている。

(2) 市独自の「授業が分かる調査」において「社会貢献意欲」についての項目が令和4年度から令和6年度にかけて上昇しているという結果が出ており、総合的な学習の時間において、自分たちが社会をよりよくするために何か働きかけができるのではないかと考える子供たちが増えてきている。また、ある小学校の学級満足度調査においては、「関わり合いのソーシャルスキル」の割合が学校全体で上昇したという結果が出ている。これは、子供たちが地域や社会に目を向け、実社会・実生活の中で様々な関わりをもち、課題を自分事として捉えながら友達と課題解決のために活動に取り組むことが多くなった結果ではないかと考えている。

令和6年第12回教育委員会資料

一般質問(再質問除く)

(続)答弁要旨:

(3)例として市内のある小学校では、学区内にある商店街について、「お客さんを増やしたい、昔みたいのにぎやかにしたい」という商店街の方々の思いを基に、魅力を調査しながら繰り返し関わり、自分たちが見つけた商店街のよさをチラシにして市民に配布したり、お店で出す新メニューを開発したりするなどの活動に取り組んだ。

また、ある小学校では「公園のゴミを無くすにはどうしたらよいか」という課題意識から、ごみの分別の正しい知識を学ぶことができるようなパソコンゲームを作成した。それが市役所の職員の目にとまり、環境課の職員が学校を訪問し、ゲームの内容について意見交換するという協働的な活動につながった。他にも、中学校では、「戸田市には共働きの家庭が多い」という実態調査から分かった結果を基に、地域の防災意識を高めるための活動に取り組んだ中学校もある。この中学校では、防災の知識を楽しみながら学ぶことができるすごろくをプログラミングで作成し、学区の小学校と交流しながらすごろくを改良するなど、防災意識を高めるための活動に取り組んだ。

(4)本市では、インプットの学びだけではなく、アウトプットの学びを重視しており、人々の前に出て発表する機会が増えることで、子供たちには自分が話す内容を論理的に組み立てて、何をどのように伝えれば相手に伝わるかを考える力が育成されている。また、一人一台端末を活用し、自分たちの活動内容を視覚的に分かりやすくプレゼンテーションにまとめるなど、プレゼンテーション能力の向上にもつながっている。何より相手を意識した体験をする中で、子供たちの活動の目的意識がより明確になる。その上、発表したことに対して他校や地域の人々から称賛されたり、よりよくする意見をもらったりすることで、課題解決に向けて取り組んだことへの自信や達成感を味わい、地域社会に参画する喜びを実感することにもつながる。

(5)現在、これまでのPBLの授業デザインに、最先端のテクノロジーを活用した学びの視点を入れて、子供たち一人一人が新しいアイデアを生み出しながら実社会・実生活で生きて働く資質・能力を身に付けていくことができるようにPBLの授業デザインを見直すことなどを検討している。他方、子供たちが実際に地域に出て、体全体で五感を使ってそこで生活する人々と関わっていく直接体験は、自ら学び、自ら考えるなどの生きる力の基盤としても欠かすことのできないものである。そのため、今後においても児童生徒が実際に地域・社会に関わり、地域の一員としての自覚を高めていくことができるような体験活動についても、学校の働き方改革にも留意しつつより一層の充実を図っていく。

質問者:むとう 葉子 議員

件名:ジェンダー平等社会の実現について

質問要旨:

(4)LGBTQ等、性的マイノリティの方について。

②小中学校における子供たちへの配慮は。

答弁要旨:

性的マイノリティの方に関する対応については、文部科学省が発行している生徒指導提要において、個別の事案に応じて児童生徒の心情等に配慮した対応をすることや、学校全体での取組として誤った認識や偏見を解消し、相談しやすい環境を整備することなどが示されている。

例えば、小中学校における支援の事例として、心と体の性別に違和感を持っている児童生徒には、保健室での着替えや多目的トイレの利用を認めたり、宿泊学習の際に別室で入浴できるようにしたりすることなどが挙げられている。その一例として、市内中学校においては、6校すべての学校でスカートかスラックスを選べるなど、ニーズに応じた対応ができるように配慮している。また、性の多様性に対して周囲の正しい理解の促進は大変重要であることから、各学校において学習指導要領に基づき、保健の授業など日常の教育活動を通じて、人権意識の醸成に努めている。

令和6年第12回教育委員会資料

一般質問(再質問除く)

(続)件名:障害児福祉について

質問要旨:

- (1) 障害児が小学校に入学する際の連携は、どのように行っているのか。また、小中学校の途中から発達障害があると分かったときの対応は。
- (2) 特別支援学級の教員について。
 - ① 特別支援の研修のためのサポート体制は。
 - ② 市独自で支援員の増員を検討してはどうか。また、安定した雇用条件とし、長く勤めてもらえるよう努力をするべきだが、市の考えは。

答弁要旨:

(1) 発達障害を含め、特別な支援が必要な児童については、幼稚園や保育園から小学校へ適切に支援をつなげることが個々の児童に応じた支援のために重要。そのため、就学前年度の10月に行う就学時健康診断に先駆けて、市教育委員会、小学校、幼稚園、保育園が幅広く連携し、4月から早期の就学相談を実施している。この早期の就学相談の周知に関しては、市内の全ての幼稚園や保育園に案内を配布している。また、戸田市教育委員会のホームページにも掲載している他、福祉保健センターで実施している5歳児健康診断の際に、必要に応じて保護者へ御案内している。市教育センターの就学担当者が市内の幼稚園や保育園等を訪問して園児の集団での様子を観察し、見取りから得た情報を保護者と共有するとともに、学校においても、全教職員でそれらの情報を共有し、親子共に不安なく入学し、小学校生活を過ごせるよう受け入れ体制を整えている。

また、障害の有無にかかわらず、入学後に発達面や学校生活上の困りごとが起きた場合には、学校において保護者との教育相談等を通して情報を共有し、連携しながら支援をしています。また、児童生徒に関わる教職員や、スクールカウンセラー等の専門家が支援の方策や内容についての情報を共有し、チームで支援に関わることのできる体制作りを努めている。

(2) ①特別支援学級を担当する教職員については、県や市主催の研修会への参加の他、授業研究会で実際の授業をもとに、有効な指導や支援の方法を学び合う機会を設けることにより、理論と実践の双方から資質の向上を図っている。加えて、リアルタイムでのサポートを受けられる体制を整えることも重要と考えている。そこで、戸田市独自の取組として、市教育委員会で委嘱した特別支援教育アドバイザーによる、豊富な専門性と経験に基づく指導助言、いわゆるOJTによる研修を推進している他、企業との連携による発達支援アドバイザーを派遣し、小中学校への訪問支援を行っている。なお、特別でない特別支援教育の実現に向けたこれらの取組は、県内外からも高く評価いただいている。

②本市では、特別支援教育の充実のため、市独自に特別支援学級支援員を全ての小中学校に配置している。この財源については、国や県からの補助はなく、市の財源のみで配置している。支援員の増員については、継続的な予算措置が必要であることから、市の財政部局と相談しつつ、総合的に検討していく。また、支援員の任用形態は会計年度任用職員であり、任用の条件については、市の規定に沿って採用等を行っている。

(続)件名:平和事業の取組について

質問要旨:

日本における戦争経験者は、年々減っている。一方、世界ではロシアによるウクライナ侵略戦争やイスラエルによるガザ侵攻など、今も市民が戦争の犠牲となっている。来年は第二次世界大戦後80年であり、改めて、大きな苦しみと悲しみをもたらした戦争について学び、平和の尊さを見詰め直す取組が必要と考える。

- (1) 小中学校での平和教育の取組は。

答弁要旨:

小・中学校で行われている平和に関わる取組は、学習指導要領に基づき、発達の段階に応じて行われている。

例えば、国語の学習では小学3年生から中学3年生まで、必ずどの学年にも戦争を扱う教科書教材を通して、平和を願う心情に触れ、児童生徒が戦争の悲しみや平和の大切さについて考える機会がある。

また、小学校の社会科では、第二次世界大戦による生活の困窮や原子爆弾投下による悲惨さだけでなく、オリンピック・パラリンピックの開催がスポーツを通じた世界平和の実現に向けて貢献してきたことに着目する学習をしている。それに加えて中学校の社会科の公民分野では、日本国憲法の平和主義についての理解を基に、国際社会における役割についても考察する学習をしている。

さらに、PBL型の学び、つまり、自分の課題として調べ、自分の言葉でプレゼンする学習を行っている学校もある。また、県の平和資料館の出前授業や、戦争や平和を題材とした本の読み聞かせを実施するなど、学校教育全般で取り組んでいる。

令和6年第12回教育委員会資料

一般質問(再質問除く)

質問者:三浦 芳一 議員

件名:防災・減災対策について

質問要旨:

(2) 避難所(小中学校)のエレベーター・スロープの設置と活用について伺う。

答弁要旨:

エレベーター・スロープの設置を含む本市の小中学校のバリアフリー化については、文部科学省の整備目標に基づき、バリアフリー化が未完了の学校を対象として令和7年度までに改修工事を実施する予定となっている。

具体的には、校舎、体育館へのアクセスや室内の出入りで支障となる段差解消のためのスロープの整備や、車いす利用者等が使用可能なバリアフリートイレを未設置の校舎及び体育館に整備する。また、エレベーターが設置されていない学校には、円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒等が垂直移動できるよう昇降機設備を整備する。

このことにより、児童生徒等が支障なく安心して学校生活を送れるようになることに加え、災害時にも避難所として市民の方々が不自由なく活用することができるものと考えている。

質問者:花井 伸子 議員

件名:市民要望の実現を

質問要旨:

(1) 子育て支援について。

① 安全・安心な学校給食の無償化を。

答弁要旨:

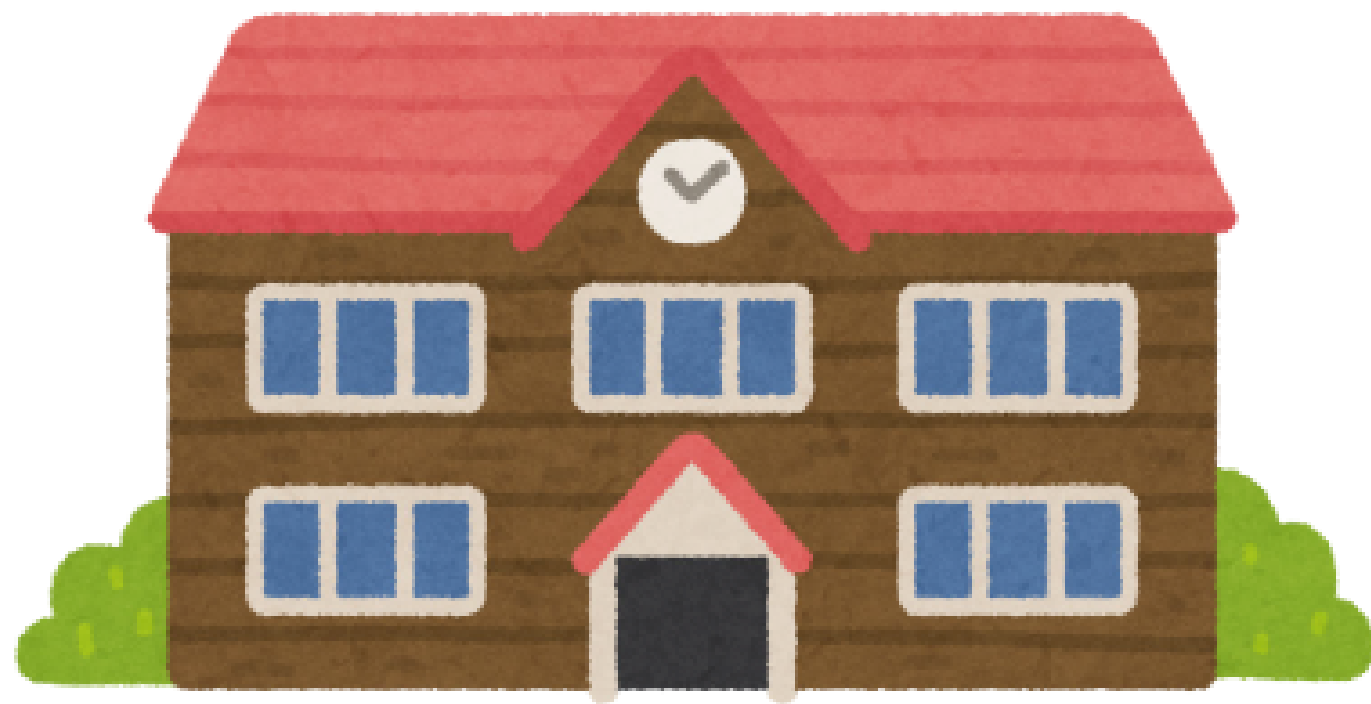
学校給食費については、全児童生徒を対象に無償化した場合、年間約6億7千万円の財政負担が生じる見込みである。近年の物価高騰の影響により、光熱水費等も含め学校給食の提供に係る費用は年々増加している。特に、保護者に負担いただく食材に係る費用は、現在の学校給食費の額では賄えない状況となっているが、本市においては、増加する差額分を市が負担し、給食費を据え置くことで保護者負担の軽減に努めている。

このことから、学校給食費の無償化については、居住地による地域間格差を生じさせないためにも、国全体で対応を検討すべき課題と考えている。



一般質問の詳細については「戸田市議会本会議録画配信」をご覧ください。

特色ある学校づくりに 向けた調査報告書



令和6年12月
戸田市議会 文教・建設常任委員会

目次

1. はじめに	1
2. 調査報告	2
(1) 武蔵野市民科（東京都武蔵野市）	2
(2) 40分授業午前5時間制（東京都目黒区）	5
(3) 約半世紀前から続く個別最適な学び（愛知県東浦町）	8
(4) 妙高型イエナプラン教育（新潟県妙高市）	11
3. おわりに	13

1. はじめに

本市では、近年、子供たちのデジタルリテラシー（情報活用能力）を養うべく、最先端の ICT 教育を積極的に取り入れています。文部科学省の GIGA スクール構想実現に向けて、一人一台のタブレット端末が付与されており、子供たちは、それらを活用して、自律的に学びを深めています。また、産学と連携しながら、最先端の学習システムの実証にも取り組んでいます。一人一人の習得度合に合わせた個別最適化学習を推進しており、これらの取組は、年間を通して全国からの視察がいとまなく続いています。

他方で、子供たちを巡る環境は一層、深刻さを増しています。文部科学省の調査によると、全国の小中学校で不登校となっている児童生徒は 11 年連続で増加しており、本市も例外ではなく、小中学校ともに不登校が増加傾向にあります。

当委員会においても、最先端のリテラシー教育を推進しつつも、子供たちが主体的・本質的に学べる学校環境の整備についても一層注力していくべきではないか、との声が以前から上がっており、他の自治体の先進的な事例から知見を得るべく、今回の視察を行って参りました。

全国を見ますと、創意工夫を凝らしながら、「特色ある学校づくり」を進めている学校が多数あります。子供たちの多様な状況に応じた支援・指導体制を確立している学校はどのような取り組みを行っているのか、この度の視察の総括として報告書をまとめました。

今後の本市の教育を考える上での一助となれば幸いです。

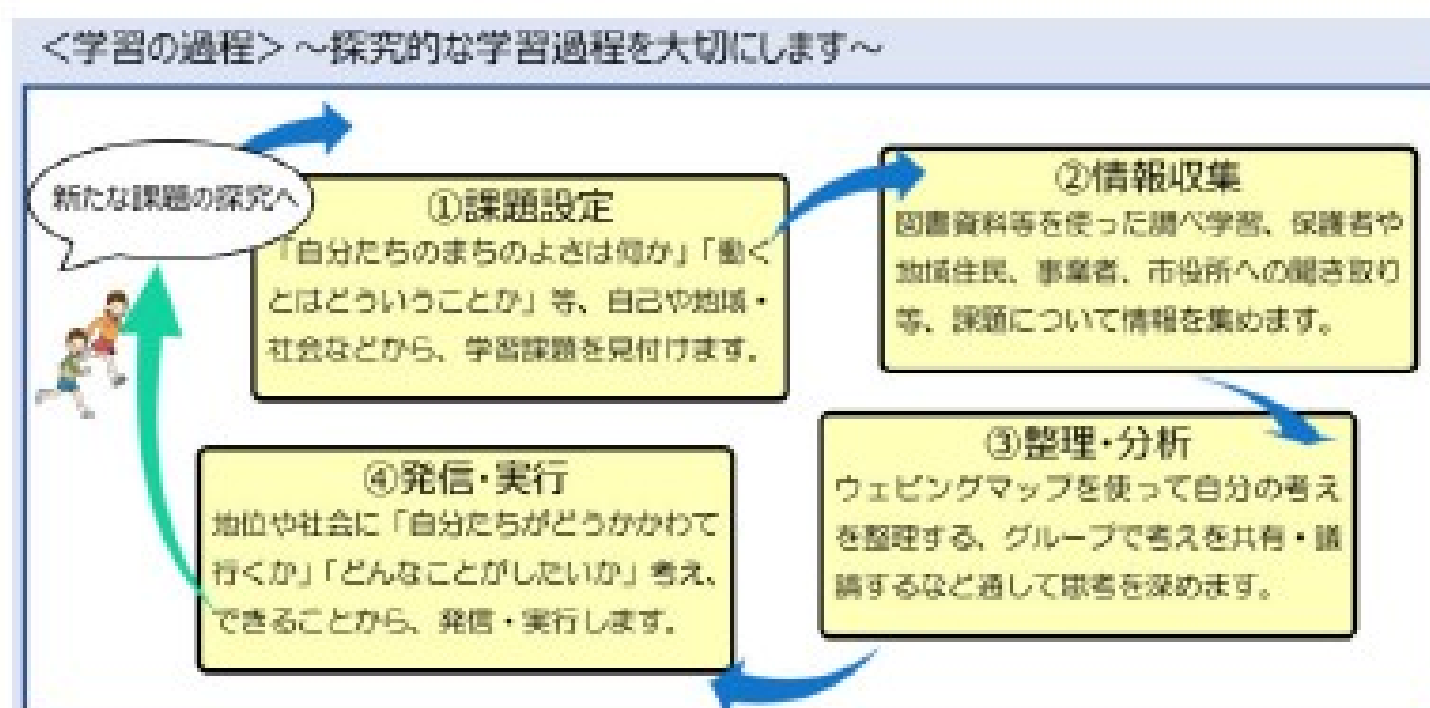
2. 調査報告

(1) 武蔵野市民科（東京都武蔵野市）

武蔵野市では、平成24年度に策定された武蔵野市第5期長期計画において、シチズンシップ教育やキャリア教育の推進についての記載がなされ、平成29年度に武蔵野市民科カリキュラム検討委員会を設置、令和元年度からの試行期間を経て、令和3年から武蔵野市民科の本格実施が行われております。

○ 武蔵野市民科とは

学校の授業において、社会の一員として、よりよい地域づくり、社会づくりに参画していく資質及び能力の育成を目指す学習です。市民として、自己、学校、地域及び社会の中から課題などを見つけて解決しようとする取り組みを通じて、自他共に幸福な人生の創り手となるために必要な「自立」「協働」「社会参画」に関する資質及び能力を育てることを目標に、小学校5年生から中学校3年生を対象に、武蔵野市民科の学習が行われます。



出典：市立小・中学校が進める「武蔵野市民科」の取組紹介¹⁾

¹⁾ https://www.musashino-city.ed.jp/modules/ictea_base/include/js/ckeditor/kcfinder/upload/files/20240412175732.pdf

＜取組の内容＞	
①実施学年等 ○小学校第5学年から中学校第3学年まで、各学年で年1単元以上実施します。 ○特別支援学級は、子どもの実態に応じた指導計画をできるだけ1単元以上位置付けます。	②教育課程上の位置付け ○総合的な学習の時間、各教科、道徳科、特別活動等を教科横断的に組み合わせます。 ○取組は、中核となる教科等で評価をします。
③学習の基本的な考え方 ○探究的な学習過程による指導計画を作成・実施します。 ○指導計画を作るときは、「どんな資質・能力の育成を目指すのか」を明らかにします。	④取り扱う学習テーマ例 ○キャリア発達 ○福祉・ボランティア ○まちづくりへの参画 ○武蔵野市の魅力発信 ○安全・災害 ○主権者 ○国際理解 ○伝統・文化理解

出典：市立小・中学校が進める「武蔵野市民科」の取組紹介²

○ 武蔵野市民科の特徴・効果・メリット

- ・学習のサイクルの中で、特に発信・実行を重視

①課題設定、②情報収集、③整理・分析、④発信・実行のサイクルで学習が進められますが、その中でも、④の発信・実行に力を入れます。いわゆる総合的学習の場合、学習の成果をまとめ、表現することで終わりがちですが、武蔵野市民科の場合、自分たちがどうしていきたいかという思いを大事にしておき、発信する、実行するというところに重きが置かれております。

- ・武蔵野市民科による成果

環境問題に対して課題意識を持った児童が、何か自分たちにできることはないかと考え、エコバックを作成、販売した事例や、市の施政方針を調べ、自分たちの街に対する課題意識を持った生徒が、ベビーカーの貸し出しサービスを市長に提言した事例など、各学校が武蔵野市民科を通じて発信・実行した取組が、実現されてます。

² https://www.musashino-city.ed.jp/modules/ictea_base/include/js/ckeditor/kcfinder/upload/files/20240412175732.pdf

- ・武蔵野市民科の本格実施により、児童生徒及び教員が手応え

児童生徒は、成果が形になったことにより達成感を感じ、一緒に取り組んでいる教員もそれに手応えを感じていました。また、この取組を発展させ、児童生徒の主体性を学校行事にも広げていく動きが出てきており、視察先の武蔵野市立大野田小学校では、児童が話し合っ、自分たちの運動会を自分たちでデザインしていました。

○ 武蔵野市民科の所感

武蔵野市民科では、「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力を育てるという明確な目標の下で学習が行われておりました。これを目標に掲げるという方針は、カリキュラム検討委員会において、長い時間をかけて検討した成果であり、今後、これらに長けた市民が数多く輩出されるものと感じました。机上の学習よりも実践・実現を重視し、地域課題の解決等を通じたPBLが行われており、優れた取組となっていました。

(2) 40分授業午前5時間制（東京都目黒区）

目黒区では、平成14年度から、目黒区立中目黒小学校において40分授業午前5時間制を開始し、令和元年度からは文部科学省の研究開発学校の指定を受け、40分授業午前5時間制の実践及び調査研究に取り組まれております。また、令和5年度までに全22校の区立小学校中、17校が40分授業午前5時間制を導入し、令和8年度を目途に全ての区立小学校で導入する予定です。

○ 40分授業午前5時間制とは

40分授業午前5時間制とは、授業1単位当たりの時間を40分間とし、集中力の高い午前中に、5単位時間分の学習を行うという時間割です。

○ 40分授業午前5時間制の特徴・効果・メリット

・時間の有効活用

小学校では、通常45分の授業が1コマとして扱われるところ、研究開発学校の指定を受けた目黒区では40分の授業を1コマとして扱うことができ、年間1,015コマの授業を前提とした場合、5,075分の時間を生み出すことが可能となります。生み出された時間の使い方は各小学校の裁量に任されており、例えば、生み出した時間を活用して特色ある教育活動を行う学校もあれば、教員のための時間としての活用をする学校もあり、その活用方法は様々です。また、40分授業午前5時間制を採用することにより、帰宅時間が早くなり、放課後の時間活用において余裕が生まれるという保護者からの声も寄せられたそうです。一方で、共働きの家庭における、帰宅時間が早くなることによる課題に対しては、市長部局と連携し、居場所づくりの対策が講じられています。

・午前中の授業による集中力の維持

また、午前中に5単位時間分の授業を行うことにより、集中力の高い時間帯で授業に取り組むことができている。なお、昼食の時間は、通常より遅い時間になっているとのことですが、その分、朝食をしっかりと取るなどにより、生活の質の向上につながります。

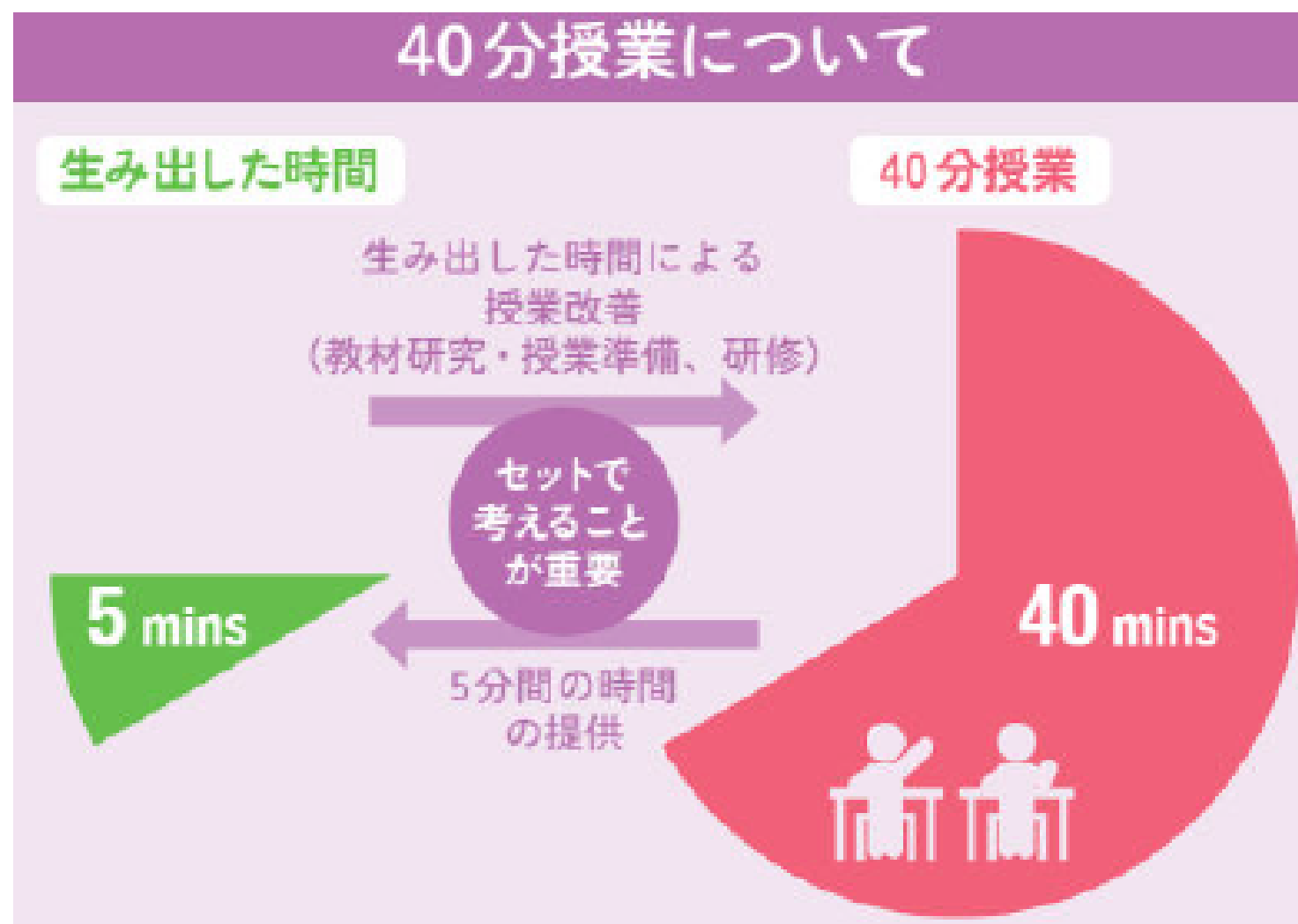
・学びの質の維持向上

授業時間が短くなってしまっても、学力の維持ができるのかという課題に対して、令和元年度と令和5年度の全国学力学習状況調査を比較すると、数値が伸びており、学力が維持できていることが示されています。また、同調査における学びへの意識の項目でも、全国平均と比較し、高い意識を保てていることが判明し、授業時間の短縮が学力及び意識に対してマイナスに働いていないという結果となりました。40分授業午前5時間制における学びの質の向上に向けては、目黒区研究開発学校推進委員会が立ち上げられ、授業デザインを学校間で情報交換し、情報交換した成果が全教員で共有できる仕組みを構築しており、40分授業午前5時間制の発展に向け、導入校が一丸となって取り組んでいます。



出典：目黒区教育委員会冊子「40分授業午前5時間制を生かした創意工夫ある教育課程の開発」(1)³

³ <https://www.city.meguro.tokyo.jp/documents/8157/c.pdf>



出典：目黒区教育委員会冊子「40分授業午前5時間制を生かした創意工夫ある教育課程の開発」(1)⁴

○ 40分授業午前5時間制の所感

40分授業と午前5時間制を組み合わせることで時間を生み出し、その生み出された時間を各校ごとに様々有効活用されている点に制度のメリットを感じました。また、その後も、制度による効果の検証と検証結果の公表がしっかり行われており、参考にすることができました。

⁴ <https://www.city.meguro.tokyo.jp/documents/8157/c.pdf>

(3) 約半世紀前から続く個別最適な学び（愛知県東浦町）

東浦町では、約半世紀前から、個別最適な学びと協働的な学びを組み合わせた学習が行われていました。

○ 約半世紀前から続く個別最適な学びとは

東浦町立緒川小学校では「個別最適な学び」を意識した学習が取り入れられ、教師が子供の個性に応じて作成した「単元内自由進度学習」が「一人学び」の一つとして行われており、子供たちは単元の目標と時間を自ら決めて取り組んでいます。

これにより、自らの学習を調整し、粘り強い取り組みを行おうとする姿勢や、学ぶ習慣、自己学習力を身に付けることができます。

また、「協働的な学び」では、小グループでの学び合いだけでなく、学年や学級を解体するなど、様々な学び合いの学習形態が実践されております。自分の考えをしっかり持ち、自己を見つめ、他者と対話することが求められ、他者と関わることで、自分の考えを見直し、他者の考えを取り入れ、自分一人では解決ができない事象への気づきや深まりにより、解決へと結びつける「学び合い」が充実しています。

○ 約半世紀前から続く個別最適な学びの特徴・効果・メリット

・ はげみ学習

「はげみ学習」として校内の数か所に棚が設置されており、6年間で学ぶ「文字」「計算」「英語」「体力」「音楽」などのプリントが入っています。プリントを反復練習することで、習熟や定着を図り、自分で自由に「一人学び」ができる仕掛けがしてあります。

・オープンタイム（4～6年生）

一人一人が自分の興味・関心に基づくテーマを設定して、学習活動を計画し、活動を進める学習です。Ⅰ期8時間、Ⅱ期10時間、Ⅲ期は3年生も含み7時間行います。

分野によっては、地域の方の協力を得ながら、全教員で指導にあたります。

・集団活動（独立国活動）

集団活動を通して、自分自身の生活をより豊かなものにする実践力を養う活動です。

1～3年生は所属する学年「くに」を創造し、4年生以上になると、選挙で選ばれた大統領・首脳部が、赤じゅうたんが敷かれたオープンな議会室で、自治活動やおがわっ子議会を通して、学校全体（独立国）の創造を行います。

・ノーチャイム

チャイムを鳴らさず、自ら時計を見て時間の管理を行います。

・周囲の環境

プレイルーム、ホール、緒川ランドには田んぼや畑、中庭の川には魚が泳ぎ、バーベキュー台も設置されています。産地でもある巨峰棚は地域の方の協力・指導により、収穫された巨峰は児童たちに配られます。

⁵ 緒川小学校では、立候補した児童の中から、「選挙」により、「大統領」や「首脳部」を決めていました。なお、現町長は、緒川小学校の大統領経験者であるとのことでした。



はげみ学習のプリント棚



おがわっ子議会の議会室

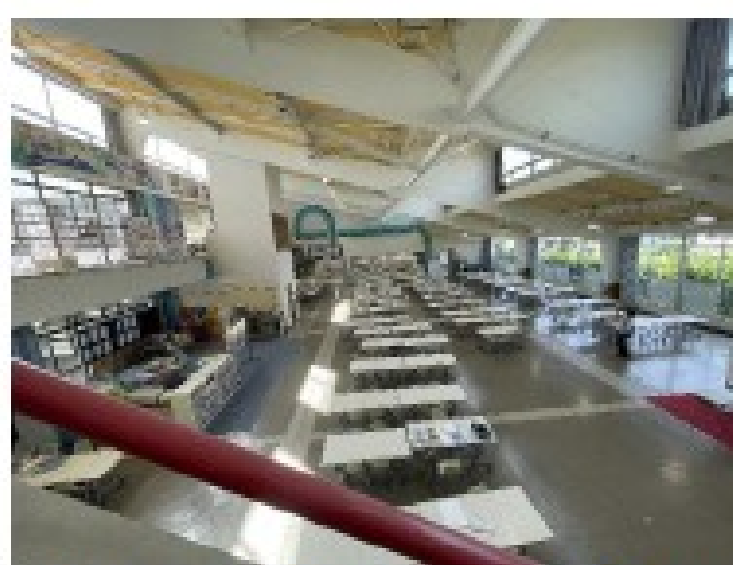
○ 約半世紀前から続く個別最適な学びの所感

「くに」のなかにそれぞれの子供たちがゆったりと学べる居場所があり、「不登校はほぼゼロ」とのことでありました。約半世紀前から続く個別最適な学びは、豊かな人間形成を育み、一人一人の子供らしさの学びに寄り添い、特性や良さを読み取りながら、先生方も共にワクワクする学びを追求するという姿勢を感じました。

また、タブレットは教育の補完的な道具の一つとして位置付けられており、地域の自然を活かした教育の中で、子供たちが生き生きと輝く姿を目の当たりにしました。



オープンな教室



広々としたスペースを備えた空間

(4) 妙高型イエナプラン教育（新潟県妙高市）

妙高市では、令和の日本型学校教育の実現のため、教育システムの変革を試みており、令和3年度から新井南小イエナプラン教育メソッドに取り組んでいます。また、今後として、妙高型イエナプラン教育を妙高市内で拡大させていく予定です。



妙高市立新井南小学校（外観）

○ 妙高型イエナプラン教育とは

令和の日本型学校教育の趣旨とイエナプラン教育の特徴を十分に理解した上で、両者の融合を図るものです。妙高市では、妙高市立新井南小学校が、妙高型イエナプラン教育の先行モデル校として指定され、新井南小イエナプラン教育メソッドと称した研究開発に取り組まれていました。また、妙高市内の他の小中学校でも、それぞれの学校ごとの特徴とイエナプラン教育の特徴を掛け合わせた「妙高市立〇〇小（中）イエナプラン教育メソッド」を研究開発していくことに取り組まれており、全市的な取組を目指しています。

○ 妙高型イエナプラン教育の特徴・効果・メリット

・異年齢学級編成

イエナプラン教育の特徴として、異年齢の学級集団を構成するという点が挙げられます。従来、学校では1年生、2年生、3年生と学年ごとに学級集団を構成するが、異年齢の学級集団を構成することにより、歳を超えた学びが発生します。

・4つの基本活動

妙高型イエナプラン教育における4つの基本活動として、輪になって話す対話、異年齢による遊び、行事により学び、そして仕事（学習）が挙げられます。

特に、学習は、ブロックアワーとワールドオリエンテーションに分かれています。ブロックアワーとは、子供が個別主体的、偶発的に協働的な学びとなるように、構成した自由進度型の教科の学習を指し、ワールドオリエンテーションとは、教科で学んだことのみならず、自ら興味のある分野への学びを、深めたり、広げたりするような活動を指します。

・現場における実感

現場サイドの先生の視点として、妙高型イエナプラン教育の実践により、子供の学びに違いを感じるとの感想がありました。子供が自ら考えたり、子供同士で学ぶ機会が増えて、成長している様子が見受けられるとのことでした。一方、現場サイドの負担感として、異年齢学級を見ることになるため、複数の年次の学習を押さえておく必要があり、一定の負担感があるとのことでした。

○ 妙高型イエナプラン教育の所感

小規模な学校だったからこそ比較的簡単に実現できたものの、子供の見通す力の向上などのメリットがあり、良いものを取り入れていこうとする姿勢が参考になりました。

3. おわりに

これからの私たちは、時代の変遷や文明の進化、人々の気質の変化に応じて、まるで生き物のように動き続けるテクノロジーと共生していく必要があります。その未来が苛酷なものとなるのか、穏やかなものとなるのか。その道筋に光を見いだすのが「教育」であると考えます。教育の目的が、未来の日本や戸田を支える人財を育てることであるなら、その最適な方法は何でしょうか。そのヒントはどこにあるのでしょうか。

本年度の文教・建設常任委員会は、戸田市 SEEP プロジェクトや戸田型オルタナティブプラン等を実践し、歩み続ける「戸田市の教育」をさらに支援したく、「特色ある学校づくり」を推進している他自治体の学校教育を調査しました。

ここに挙げる4つの事例は、それぞれが独自の特徴を十分に発揮した教育の実践です。特に注目すべきは、「不登校ゼロ人」の学校が存在し、児童一人ひとりが自分の居場所を実感できる環境が整っていることです。これは、まさに誰ひとり取り残されていない学校であり、誰もが行きたくなる学校です。改めて、学校が楽しいところ、自ら学ぶところ、学校こそが子供たちの居場所であるということを再認識しました。

日本全国の学校は、その歴史や人口、地域性、社会状況に応じて、それぞれの教育の特色を活かしています。地域における最適解が、本市にとっての最適解とは限りませんが、それを踏まえても、この4つの事例は参考に値する教育であると考えます。

今回の調査報告が、これからの本市の教育に役立つことができ、その発展に少しでも寄与することができれば幸いです。



戸田市議会 文教・建設常任委員会

委員長	三輪	なお子
副委員長	野澤	茂雅
委員	みうら	伸雄
	そごう	拓也
	花井	伸子
	伊東	秀浩
	榎本	守明



戸田市教育委員会 教育行政視察研修

視察報告書

令和6年10月2日(水)から3日(木)まで

岐阜県岐阜市教育委員会

- ・岐阜市教育委員会の取組について

岐阜県岐阜市立草潤中学校

- ・学校訪問

令和6年度戸田市教育委員会 教育行政視察研修

視察日時 令和6年10月2日(水)～3日(木)

視察参加者	教育長	戸ヶ崎 勤
	教育長職務代理者	仙波 憲一
	委員	木村 雅文
	委員	長道 修
	委員	浜田 美咲
	教育総務課長	金澤 哲

視察場所 岐阜市教育委員会(1日目)
岐阜県岐阜市司町40番地1

岐阜市立草潤中学校(2日目)
岐阜県岐阜市金宝町4-1

視察の目的 岐阜市教育委員会の機能強化と活性化等について、実際の会議を傍聴させていただき、終了後に岐阜市教育委員の方との意見交換により、新たな気づきや発見を期待する。

また、岐阜市で取り組んでいる「不登校対策」や「不登校特例校」等の先進的な取組や実践について学び、戸田市の教育改革に還元していくため。

岐阜市 教育委員会

視察内容

岐阜市教育委員会の取組について

- (1) 教育委員会の機能強化と活性化について
- (2) 不登校対策を中心とした教育改革について
教育委員会傍聴及び教育委員との意見交換

1 岐阜市の概要

岐阜市は、人口約 40 万人の中核市です。岐阜市の面積は 203.60 m²(令和 3 年 7 月 1 日現在)で、これは、岐阜県にある市町村のうち 14 番目の広さである。

日本の中央に位置する岐阜市は、岐阜県の県庁所在地でありながら市内中心部を清流長良川が流れ、緑豊かな金華山がそびえるという自然にあふれた街である。

1300 年の歴史を誇る長良川鵜飼や織田信長ゆかりの岐阜城など歴史の街としても知られている。

また、昭和 63 年に国際コンベンションシティの指定を受け、国際会議観光都市として発展を続けている。

岐阜市の地名は、「井の口(いのくち)」と呼ばれていた地名を織田信長公が「岐阜」と改めたことが由来となっています。また、岐阜市の市章は「井の口」の『井』をもって定められた。

岐阜市の木は「ツブラジイ」、岐阜市の花は「サルビア」である。ツブラジイは金華山に多く見られ、5 月上旬に黄色い花を咲かせ黄金色に見えたことから、山の名前の由来となったといわれており、長良川とともに岐阜市を象徴する存在である。

2 岐阜市の教育の特徴

岐阜市では、岐阜市教育大綱の基本方針「学校・家庭・地域の誰もが生命の尊厳を理解し、互いに心を開く対話を重ね、一人ひとりが価値ある大切な存在として互いに認め合う教育を推進する」及び第 4 期岐阜市教育振興基本計画の理念「希望あふれる未来を自ら拓く力を育む教育」やその基本目標を受け、「経営」、「指導」、「研修」の 3 つの切り口で学校教育指針としている。

3 視察概要

岐阜市教育委員会定例会を傍聴した。

当日の定例会の議題は、9月議会の一般質問(教育委員会所管部分)における教育委員会事務局答弁に対する議論であった。

答弁書に対して事前に教育委員が確認する時間を確保できないため、事後に教育委員から答弁の意図を確認し、各委員の視点から意見を述べるものであった。

その後は両市教育長による教育改革のプレゼンテーション、教育委員の皆さまと教育委員会の活性化や不登校支援を中心に意見交換を行った。

岐阜市水川教育長からは、岐阜市の教育改革について次の5つの観点について説明があった。

- ・令和元年に発生したいじめの事件をきっかけに、市費でいじめ対策監等を配置し対応を強化。また、毎月3日を「いじめを見逃さない日」、「いじめについて考える日」と定め生徒会サミットを開催している。

- ・不登校対策については、東海地区初公立で学びの多様化学校「草潤中学校」を開校した。ここでは、主語をすべて生徒にし、子供達の安心できる居場所を作り、小さな自分の選択ができるような環境づくりに努めている。あわせて、他の学校には草潤中学校と同様の考えで校内フリースペースを設置している。

さらに、子供達が今の気持ちを伝えるアプリ「ここタン」を導入し子供たちが利用している(R5:5,078件)。このアプリでは相談したい場合、相談したい先生と内容を選べるようになっており、校務支援システムとも連携している。水川教育長は、欠席日数だけに注目するのではなく、学校に行きたいと思っている度合いが重要だと言っていた。

- ・その他、地域の人材や資産を活用したリアルな探究を進めていること、複式学級のある学校(3校)で相互にオンライン授業を実施していることなどについて説明があった。

本市戸ヶ崎教育長からは、戸田市における教育委員会の活性化の方策と実績をはじめオルタナティブ・プランや働き方改革など戸田市の教育改革全般について説明を行った。

意見交換では、戸田市教育委員会の活性化策の中で戸田市の教育委員提案が話題になった。

- ・本市からは、「市民レベルで疑問に思うことやこうすればもっと良いと思うものを質問としている。」「提案が出ることにより事務局も委員も勉強し、これによりそれぞれが育成される。とても良い循環が生まれている。」まさに、

レイマンコントロールの真髓がここにあることを伝えた。

このことについて、岐阜市の教育長や教育委員から、ぜひ、参考にしたいと共感していただいた。

これからの学校教育においては、学校がますます自走していくことが重要であり、そのためには教育委員会が活性化し、しっかりと伴走することが重要であるとの想いを共有できとても有意義なものとなった。

次に、保護者の学校に対する理解や認識等、保護者と学校との信頼関係づくりについて話題となった。

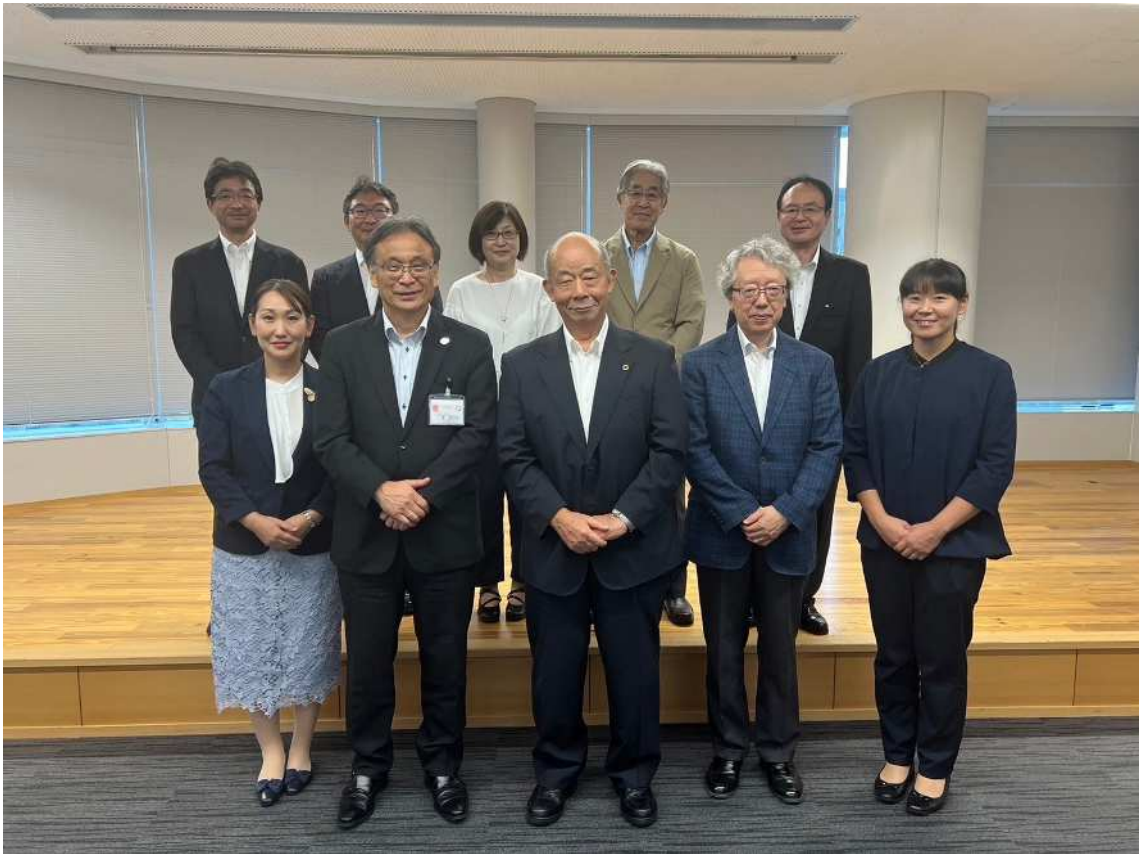
・岐阜市では、保護者に対し、日々、担任等から学校の様子などを伝えていくとの話があった（保護者である教育委員の意見）。

最近では、教員の働き方改革の推進もあり連絡帳や学校からの通知文書が電子化されるなど効率化が図られているところであるが、一方で、以前のように連絡帳への担任からその日の子供の様子を伝えるコメントや学級の様子を伝える便りが減っていることが懸念され、紙ベースの連絡帳は、日々の学校生活の様子を知ることができる貴重な機会であるということ共有した。

・その他、相互の教育改革について活発な意見交換が行われた。



意見交換会@岐阜市教育委員会



岐阜市教育委員と戸田市教育委員

岐阜県岐阜市立
草潤中学校

視察内容（学校訪問）

- ・ 経営説明、研究説明等
- ・ 施設見学等
- ・ 協議等

岐阜市立草潤中学校は、東海地区では初の公立の不登校特例校（現 学びの多様化学校）として、令和3年4月に開校した。

1 視察概要

初めに、当校の概要や理念について伺った。その後、実際に校舎や活動状況を見せていただき、最後に、意見交換を行った。

当校は、統廃合による小学校の跡地活用の検討と岐阜市で多く抱える不登校生徒の対策とが同時期に重なり、岐阜市教育委員会肝いりで令和3年4月に開校が実現した。

当校は、個々の自主性を尊重し、決まりごとがない。通学する生徒は、校内の好きな場所で自由に過ごすことができ、話しやすい先生を個別担任として選ぶ。

また、教室の名前やこれまで学校で当たり前に使ってきた用語（【例】遅刻 ゆっくり当校）は、できるだけソフトに使うように配慮がなされていた。

校長からは、疲弊してしまった子供たちが心身ともに元気になることが重要。つまり、子供たちに安心できる場所、信頼できる先生（大人）ができることでようやく何かに取り組もうという気持ちが芽生える。そして、やってみたらできたという新しい自分を発見する。ここに行き着くまでに子供たちは小さな選択を積み重ねている。この好循環を生み出すために、先生たちは徹底的にかかわってきたという話があった。

校内を見学しているときに、一人の生徒が、「ここでは、自由が尊重される。」
「認めてもらえるからとても居心地が良い。」この間、がんばってテストを受けたら案外結果が良かった。これにより自信が付き、挑戦するって良いものだなと思えるようになった。」と話してくれ、当校の教職員が徹底的に子供たちを主語にして伴走してきた成果を目の当たりにした。

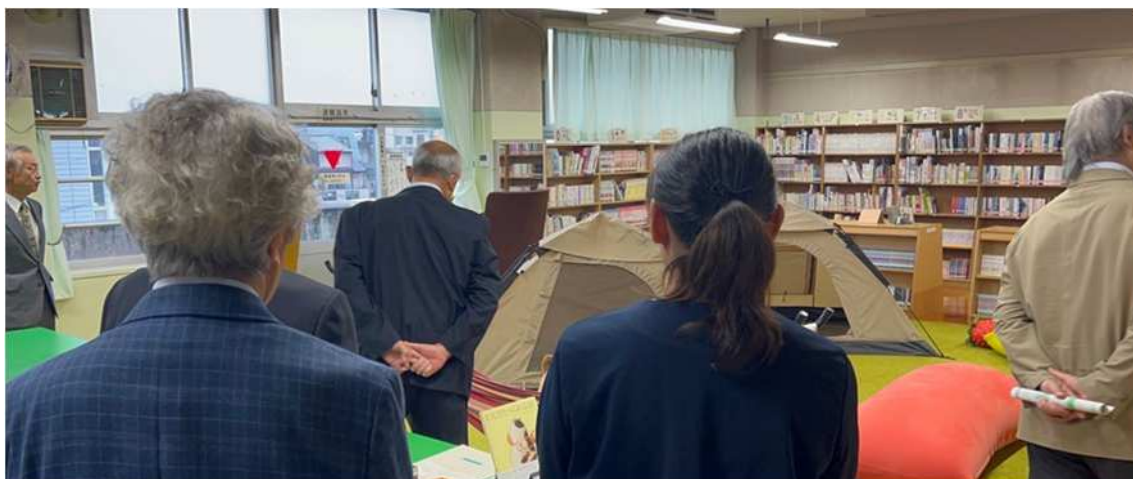
最後の意見交換では、「通常の学校に通じる草潤中学校の取組みのノウハウにはどのようなものがあるか。」という本市からの質問に対し、校長からは、「どれ

だけ子供たちに対して自己選択できる環境を与えられるか。通常の学校でもやれることはいっぱいある。とにかく、先生方がこれまで積み上げてきた教育観を解ける意識改革が必要である。」との回答があった。

この言葉を聞き、すぐにでも本市の学校にこの考えを広めていきたいと感じた。



不登校特例校説明@草潤中学校



草潤中学校内見学



おわりに

今回、移動教育委員会の一環として岐阜市を訪れ、資料では得られない現場の生の声が聞けたり空気を感じたりすることができ貴重な機会となった。

そして、岐阜市は、自然が豊かで学びの材料が多い環境を活用し、児童生徒個人を尊重した教育が推進されていることを知ることができた。

今回の視察により、本市の教育改革がさらに推進するための材料を得ることができ、大変、有意義なものとなった。

【参考】岐阜市、戸田市について（出典：各市ホームページ）

・面積、人口（令和6年8月1日現在）

	岐阜市	戸田市
面積（km ² ）	203.60	18.17
人口（人）	399,338	142,237
人口密度（人/km ² ）	1,961.4	7,828.1
世帯数	187,869	69,210

・学校数、児童生徒数（令和6年5月1日現在）

		岐阜市（R5.5.1現在）	戸田市（R6.5.1現在）
学校数	小学校	46	12
	中学校	23	6
児童生徒数	児童（人）	18,970	8,047
	生徒（人）	9,854	3,725
	合計（人）	28,824	11,772

・教育費（令和6年度一般会計当初予算）

	岐阜市	戸田市
歳出合計（千円）	186,040,000	59,060,000
うち教育費（千円）	17,655,738	9,698,250
構成比（％）	9.5	16.4

・将来都市像、教育振興基本計画基本理念、大綱

岐阜市	将来都市像	ひとまち、集い交わる活力と笑顔あふれる成長都市ぎふ
	教育振興基本計画基本理念	希望あふれる未来を自ら拓く力を育む教育
	大綱	学校・家庭・地域の誰もが生命の尊厳を理解し、互いに心を開く対話を重ね、一人ひとりが価値ある大切な存在として互いに認め合う教育を推進する
戸田市	将来都市像	『このまちで良かった』 みんな輝く未来共創のまちとだ
	教育振興基本計画基本理念	生き生きと 共に育む 教育のまち 戸田 ～とだっ子 やり抜く力で 未来に夢を～
	大綱	戸田市教育大綱 基本方針 共に「つくり まもり つなぐ」教育のまち 戸田

戸田市立中学校学校選択制による入学希望校申込状況一覧

令和6年10月21日締切

学 校 名	A 通学区域内で 希望した児童数(人)	B 通学区域外から 希望した児童数(人)	C 通学区域外児童 受入予定定員数(人)	合計希望数(人) A + B
	戸 田 中 学 校	223	36	36
戸 田 東 中 学 校	251	29	35	280
美 笹 中 学 校	100	2	35	102
喜 沢 中 学 校	157	3	35	160
新 曾 中 学 校	352	5	35	357
笹 目 中 学 校	195	27	35	222
戸田中学校 (特別支援学級)	4	1		5
戸田東中学校 (特別支援学級)	6	6		12
美笹中学校 (特別支援学級)	1	0		1
喜沢中学校 (特別支援学級)	2	0		2
新曾中学校 (特別支援学級)	6	0		6
笹目中学校 (特別支援学級)	7	1		8
合 計	1,304	110		1,414

※抽選の対象となる中学校はありません。



就学援助について

戸田市教育委員会
学務課

援助の内容

支給費目	小 学 校		中 学 校		説 明
	対 象	金 額 (円)	対 象	金 額 (円)	
学校給食費	1～6年	実費相当額	1～3年	実費相当額	各戸田市立小・中学校へ振込
学用品費等	1年	月額 1,103	1年	月額 2,254	年4回支給(7月、10月、1月、4月の月末頃支給)
	2～6年	月額 1,292	2・3年	月額 2,443	
※新入学児童生徒学用品費	就学前	57,060	小学校6年	63,000	2月、3月適用者に支給(それぞれ2月、3月末頃支給)
	1年	57,060	1年	63,000	4月現在適用者に4月末頃支給
オンライン学習通信費	1～6年	月額 1,167	1～3年	月額 1,167	年4回支給(7月、10月、1月、4月の月末頃支給)
※体育実技用具費 (柔道着・剣道着)	—	—	1～3年	学校の報告に基づく 実費相当額	限度額あり 購入者に支給(3年度内に1度)
修学旅行費	6年	学校の報告に基づく 実費相当額	3年		実施後支給
林間学校費	5年		1年		実施後支給(限度額あり)
卒業アルバム代	6年		3年		限度額あり

過去3年間の支給実績

年 度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	支給人数(人)	支出金額(円)	支給人数(人)	支出金額(円)	支給人数(人)	支出金額(円)
学校給食費	1,450	60,977,105	1,365	42,215,291	1,234	24,244,502
学用品費・通学用品費	1,460	27,644,632	1,383	25,740,430	1,275	23,850,543
新入学児童生徒学用品費	268	15,194,940	237	13,585,260	206	12,396,720
修学旅行費	335	12,600,491	339	15,699,206	283	13,818,943
林間学校費	280	4,416,394	279	3,754,164	276	4,798,876
通学費	1	9,660	0	0	0	0
体育実技用具費	42	165,400	70	272,200	89	368,305
卒業アルバム費	337	2,056,520	329	2,017,050	294	1,798,100
オンライン学習通信費	1,460	10,012,000	1,383	17,653,209	1,275	16,045,083
合 計	延べ 5,633	133,077,142	延べ 5,385	120,936,810	延べ 4,932	97,321,072

郷土博物館開館40周年記念祭 ～みる！きく！あそぶ！～ について

- 1 郷土博物館開館40周年記念祭の開催について
- 2 記念祭イベントについて
- 3 市指定無形民俗文化財「沖内囃子」公演
- 4 新曾中学校吹奏楽部による40周年記念コンサート
- 5 古民家おはなし会
- 6 記念祭のまとめ



1 郷土博物館開館40周年記念祭の開催について



戸田市立郷土博物館は、1984年（昭和59年）11月1日に開館した自然科学・人文科学の総合博物館です。この40年の間に、延べ115万人を超える来館者がありました。このたびの40周年を記念し、郷土博物館ではさまざまなイベントやセレモニー等を行い、各種記念品も作成しました。

記念祭 開催日時

令和6年11月2日（土曜日）
 令和6年11月3日（日曜日）
 9時30分～16時30分

常設展示室・特別展示室 来館者数

11月2日 常設展示室：223人
 特別展示室：226人
 11月3日 常設展示室：281人
 特別展示室：232人

2日間ともいつもより
 たくさんの方が来て
 くれたよ！

40周年記念品

郷土博物館のシンボルマークであるミミズクマークを、40周年バージョンにアレンジした記念品です。



40周年クリアファイル（表面）
 中央にある大きな青いマルは、クラッカーから出た飾りをイメージ



40周年クリアファイル（裏面）
 普段見られないミミズクたちの後ろ姿が印象的



40周年メモ帳
 溪斎英泉の戸田川渡場の絵をトレースし、博物館キャラクターを乗せて作成。ピンクのメモ帳の鳥は、絵の背景に描かれていた白サギ。



ブックカバー
 春夏秋冬のミミズクがたくさん



シール
 文字探しラリーイベントの記念品

2 記念祭イベントについて

2日間にわたるオープニングイベント、解説、体験イベントなど数多くのイベントを取りそろえ、子供だけではなく大人も楽しめる記念祭にしました。博物館職員だけではなく、ボランティアや手話通訳者の方など多くの方にご協力をいただきました。

11月2日
(土)



市指定無形民俗文化財
「沖内囃子」公演 23名参加



郷土博物館・図書館
バックヤードツアー3名参加



企画展「新収藏品展」展示解説
AM: 2名 PM: 2名参加



火おこし・黒曜石体験
71名参加



郷土博物館で発掘体験!
9名参加

11月3日
(日)



新曽中学校吹奏楽部による
40周年記念祭コンサート
145名参加



40周年記念講座
「郷土博物館と学校教育の
連携の歩み」8名参加



古民家おはなし会
AM: 13名 (うち子ども3名)
PM: 29名 (うち子ども11名)



出張! みどりパルたんけん隊
～まちの植物をさがしてみよう～ 13名参加



センバコキ・縄ない・
石臼・糸車体験 55名参加

2日間共通
イベント、
軽食販売
(11月2
日のみ)



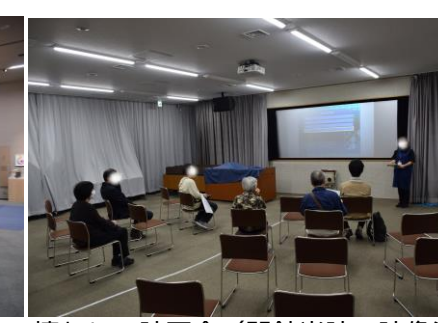
大人も子どもも楽しめるめりえ体験
2日: 39名 3日: 86名参加



埼玉県立戸田かけはし高等特別
支援学校による40周年記念展示



文字探しラリー
「たからもの」「おめでとう」
2日: 81名 3日: 90名参加



懐かしの映写会 (開館当時の映像資料)
2日: 7名 3日: 6名参加



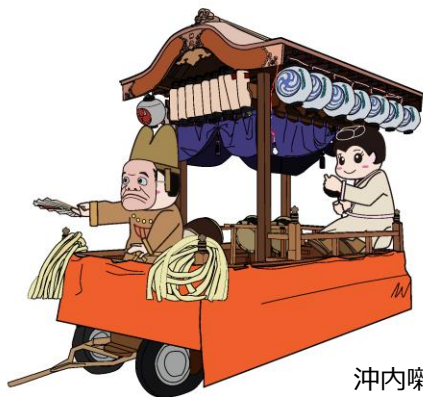
軽食販売 (どら焼き、
シフォンケーキ等)

3 市指定無形民俗文化財「沖内囃子」公演

「沖内囃子保存会」の皆さんのご協力のもと、オープニングイベントとして11月2日に「沖内囃子」の公演が行われました。「沖内囃子」は、新曽の沖内地区に伝わる祭り囃子です。「沖内囃子保存会」によって保存・継承が行われ、1988年には戸田市指定無形民俗文化財に指定されました。毎年7月中旬の津島神社のお祭りに奉納され、一般公開が行われています。

「沖内囃子演目」

- ①保存会会員によるトーク
曲目：天王昇殿～屋台
- ②保存会会員によるトーク
曲目：えんば
- ③保存会会員によるトーク
曲目：屋台～鎌倉～四丁目～屋台



沖内囃子イラスト



天王昇殿～屋台



屋台～鎌倉～四丁目～屋台



えんば

篠笛や小太鼓、大太鼓、鉦（かね）の五人囃子の形式で奏でられる沖内囃子の素晴らしい音が館内に響きわたりました。音だけではなく、大笑いの面をつけたえんばや、獅子舞による踊りもありました。大変おめでたく、記念祭を開催するにあたりふさわしいオープニングイベントとなりました。当日は悪天候でしたがすぐに満席となり、普段なかなか聴くことのできない無形民俗文化財の演奏を真剣に聴いている参加者の様子が印象的でした。

当日の様子

4 新曽中学校吹奏楽部による40周年記念コンサート

新曽中学校吹奏楽部36名の皆さんのご協力のもと、記念祭2日目のオープニングイベントとして11月3日に「新曽中学校吹奏楽部ミニコンサート」が行われました。

地元の中学校の吹奏楽部による演奏のため、家族や同級生、知り合い、その他多くの方が来館されました。9時の開館直後、用意していた35席全てが埋まりました。その後も続々とお越しいただき、立ち見の方が1階と2階に溢れるほどでした。演奏曲は、金管楽器、木管楽器にそれぞれ分かれたクラシックの曲をはじめとし、お子さんから大人まで楽しめる映画の曲までありました。多くの方に満足いただけるオープニングイベントとなりました。

40周年記念コンサート 演奏曲

- ① 「プリムラ」 (サクソス三重奏)
- ② 「ルーマニア民族舞曲」 (クラリネット六重奏)
- ③ 映画「リトルマーメイド」より「パート・オブ・ユア・ワールド」
(管打楽器アンサンブル)
- ④ 映画「ライオン・キング」より「愛を感じて」
(管打楽器アンサンブル)
- ⑤ 映画「アナと雪の女王2」より「イントゥ・ジ・アンノウン～心のままに～」
(管打楽器アンサンブル)

1曲ごとに、演奏前に生徒からの紹介がありました。



当日の様子

5 古民家おはなし会

おはなしボランティアの皆さんのご協力のもと、郷土博物館常設展示室にある古民家の中で「古民家おはなし会」が行われました。この古民家は、江戸時代後期の民家をモデルに復元した、歴史を感じる建物です。午前は「大人向け」、午後は「子供向け」と題し、おはなしの内容も異なるように工夫をしました。古民家内でのおはなし会は大変趣深く、感動した方や昔からのおはなしの伝承の大切さについて気づいた方もいらっしゃいました。ただ座っておはなしを聞くだけでなく、語り手と一緒になっこ（お手玉）の手遊びをするなど、楽しむ様子も伺えました。参加者がとても多く、古民家の外まで席が連なる様子もとても印象的で、大人も子供も大満足のおはなし会となりました。

大人向けプログラム

戸田市立郷土博物館 開館四十周年記念イベント
「古民家おはなし会」
日時 十一月三日 午前十時三十分
場所 郷土博物館三階
常設展示室 復元民家内


プログラム
よさ 夜下がりのうた（船頭うた）
ふる 鶴ではなかつた話
なし なら梨とり
なつくりじさ
なつこうた
えんむす 縁結び子守唄



子供向けプログラム

戸田市立郷土博物館 開館四十周年記念イベント
「古民家おはなし会」
日時 十一月三日 午後一時三十分
場所 郷土博物館三階
常設展示室 復元民家内

プログラム
とんぼ釣りのうた
こばん 小判の虫干し
やまなしもぎ
なつこうた
むかでのつかい
カラスのうた



当日の様子

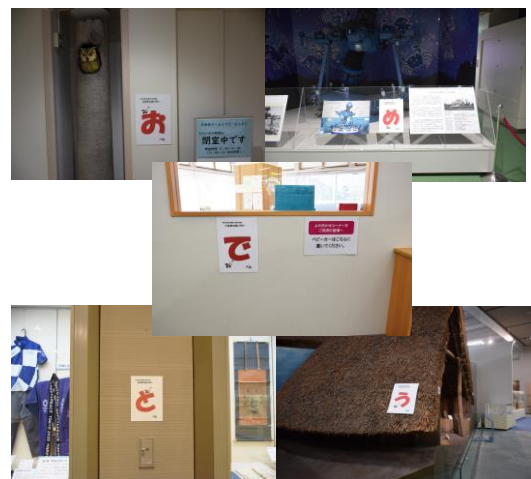
6 記念祭のまとめ

- ・各イベントへの参加だけではなく、常設展示室・特別展示室の来館者数も普段の倍以上に増えました。
- ・ぬりえは5種類（混雑緩和のため、1種類を体験でぬってもらい、残りは自宅へ持ち帰り）にした結果、どのぬりえを博物館で塗るか、選ぶのを楽しそうにしている子供が印象的でした。
- ・文字探しラリーの文字の場所は、ヒントを分かりやすくし、難しすぎない場所に配置しました。終了の時間まで、友達や親子で楽しく参加している様子が多々見られました。
- ・「記念品が沢山あってすごい」「かわいい」「デザインが良い」など喜んでいる方が大勢いました。
- ・同じ建物内にある中央図書館と比べると博物館の認知度は低めですが、今回の記念祭を通して博物館のことをまず知っていただき、そこから展示を観覧することで戸田の歴史について学んだり、普段なかなか体験できないイベントに参加し、喜んでいる方が大勢いらっしゃいました。混乱や混雑もなく、幅広い年代の方にご満足いただけた記念祭になったと実感しました。

40周年記念祭リーフレットと同時開催の企画展のポスター



文字探しラリー 2日目の文字



池原昭治さん書き下ろしのぬりえと沖内囃子、笹目神社神馬のぬりえの5種類を、40周年クリアファイルに入れてお渡ししました。

第 2 3 回昔のくらし展の開催について

- 1 名 称 「たんけん 昔のくらし」
- 2 開催趣旨 「電気・ガス・水道」という今の生活には欠かせないものがなかった頃、人々は自然の力を巧みに利用して道具を作り、工夫して生活をしていた。その道具は、現在では見かけなくなったものが増えたが、現在使われている電化製品等のもととして改めて見ると、新しい発見があるかもしれない。そうしたことを踏まえ、本展示では、電化以前の道具と初期電化製品との比較、土間や茶の間等の住居の再現、写真パネルをとおして、主に昭和の人々のくらしの変化と戸田の町並みの移り変わりを紹介する。
- 3 開催期間 令和 7 年 1 月 1 8 日（土）～ 3 月 9 日（日）【 4 7 日間】
※期間中休館日：1 月 2 7 日（月）、1 月 3 1 日（金）、2 月 1 0 日（月）、
2 月 2 8 日（金）
- 4 展示会場 戸田市立郷土博物館 3 階 特別展示室、展示室前ロビー
- 5 主 催 戸田市立郷土博物館
- 6 展示構成 第 1 章 昭和初期まで（70 年くらい前まで）
馬鍬や足踏み脱穀機等の農具、行火や掻巻、羽釜等の衣食住に関する道具を展示
土間、茶の間、部屋の再現
第 2 章 昭和 30～40 年代（50～60 年くらい前）
電機アイロンや電動ミシン、テレビや洗濯機等の衣食住に関する道具を展示
居間の再現
第 3 章 昭和 50～60 年代（30～40 年くらい前）

ヘッドマークやポスター等の埼京線開通記念品、パソコンやゲーム機等の電子機器を展示

ロビー展示（3階）※今年度はロビーでは体験できるものを中心に展示

①昔のお正月あそび

押絵羽子板、木ゴマ、凧、福笑いを展示

福笑いは自由に触って遊ぶ（自由体験）

②昔の教科書（自由閲覧）

③1升瓶で精米体験（自由体験）

④2台のダイヤル式電話を使用した通話体験（自由体験）

⑤ねんねこぼんてんを羽織ろう（自由体験）

赤ちゃんの人形をおんぶ紐で固定し、上からねんねこ

ぼんてんを羽織る体験

ロビー展示（1階）※昨年度は3階にあったが展示紹介を兼ねて1階へ

照明

行灯、ぼんぼり、石油ランプ、電灯等を展示

7 入 場 料 無料

8 対 象 小学校3年生以上

9 警備態制 開館時：常設展示室監視員とは別に展示監視員1名の配置、図書館・郷土博物館全館の警備員による定期巡回

10 関連事業 名称：昔の道具を使ってみよう（2回）
日程：令和7年2月15日（土）、令和7年3月1日（土）
講師：当館学芸員
会場：講座室
対象：市内在住の小・中学生
費用：保険料として100円

名称：小学3年生博物館授業

期間：展示期間中

会場：特別展示室・講座室・常設展示室

内容：人々のくらしの移り変わりについて、道具の移り変わりを中心に学び、道具の使い方や特徴など現在と比べて変化してきたことを理解するとともに、昔のくらしに関心を持てるよう学習サポート（博物館配布）を使いながら学習する。

対象：市内小学3年生（全12校）

名称：昔のくらし展展示案内

日程：未定

会場：戸田市立郷土博物館3階特別展示室

対象：どなたでも可（事前申し込み不要）

担当：当館学芸員

（※以上の関連事業については日程等の詳細が決定次第個別に別途起案）

11 印刷物

- ・ポスター（A3判、掲示期間の入ったもの）[町会配送]
- ・ポスター（A3判）
- ・リーフレット（A4判）
- ・解説小冊子
- ・小学校3年生用学習サポート

12 広報活動

- ・ポスター掲示（町会掲示板、小中学校、公共施設、他の博物館等施設）
- ・リーフレット配布（公共施設、他の博物館等施設）
- ・館ホームページ、館内掲示の充実
- ・イベント関連サイトでの情報提供（日本博物館協会、埼玉博連）
- ・ソーシャルメディアでの情報提供[X(旧Twitter)、Facebook、LINE]